

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月14日
【発行者名】	D I A Mアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西 惠正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	上野 圭子
【電話番号】	03-3287-3110
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	投資のソムリエ＜DC年金＞リスク抑制型
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初自己設定：2,000万円を上限とします。 継続申込期間：5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

投資のソムリエ＜DC年金＞リスク抑制型

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」または「D I A M」（ダイヤモンド）といいません。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定：2,000万円を上限とします。

継続申込期間：5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初自己設定

受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されません。

ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位(当初元本1口 = 1円)

収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

(7) 【申込期間】

当初自己設定：平成27年10月30日

継続申込期間：平成27年10月30日から平成28年4月12日まで

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9) 【払込期日】

当初自己設定

委託会社は自らが指定する口座を経由して、当初自己設定にかかる発行価額の総額を受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

継続申込期間

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとし、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社を買付代金を支払うものとし、

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は以下の通りです。

・株式会社証券保管振替機構

（ 1 2 ） 【その他】

お申込みには、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付は行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は、委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとし
ます。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する
事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムに
て管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿
（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発
行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

当ファンドの信託金限度額は、5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

**投資環境の変化を速やかに察知し、中長期的に
安定的なリターンをめざします。**

- ❖主に国内外の公社債、株式および不動産投資信託証券(リート)にマザーファンド*を通じて実質的に投資し、それぞれの配分比率を適宜変更します。
- ❖外貨建資産は投資環境に応じて弾力的に対円での為替ヘッジ*を行い、一部または全部の為替リスクを軽減します。

*国内債券バッシブ・ファンド・マザーファンド、国内株式バッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券バッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式バッシブ・ファンド・マザーファンド、J-REITインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・バッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング債券バッシブ・マザーファンド、エマージング株式バッシブ・マザーファンド

*一部の外貨建資産の通貨については、DIAMがその通貨との相関が高いと判断する通貨を用いて、円に対する為替ヘッジを行う「代替ヘッジ」を行うことがあります。為替ヘッジにより、外貨建資産の為替リスクを軽減します。

**基準価額の変動リスク*を年率2%程度に抑えながら、
安定的な基準価額の上昇をめざします。**

※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれかを約束するものではありません。また、上記数値は当ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、当ファンドが年率2%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

*価格変動リスクの大きさを表し、この値が小さいほど、価格の変動が小さいことを意味します。

運用プロセス

■基本配分戦略に基づき、各資産への投資比率(0%~100%)を決定します。

- ・基本配分戦略では、統計的手法を用い、ファンドに含まれる複数のリスク要因を抽出した上で、これらの各リスク要因からファンドが受ける影響が均等になるように資産配分比率、および通貨配分比率を決定します。
- ・基本配分戦略は月次で行います。

■機動的配分戦略に基づき、急な投資環境の変化に対応することをめざします。

- ・機動的配分戦略では、市場リスクの高まりに対し、リスクが比較的低い資産の組入比率を増やす等、機動的に各資産への投資比率(0%~100%)を変更します。
- ・機動的配分戦略は日次で行います。

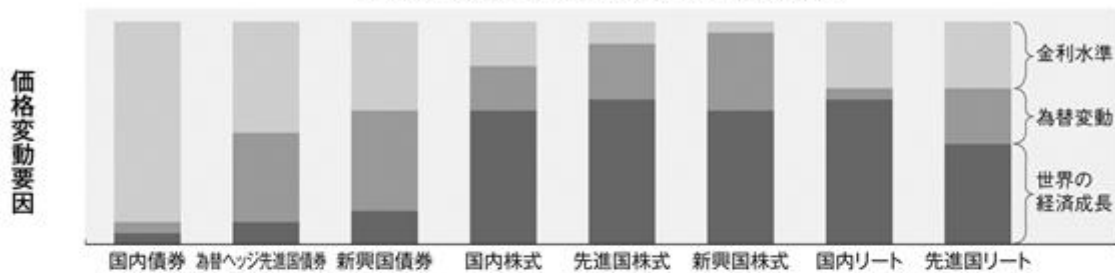
基本配分戦略

（月次戦略）

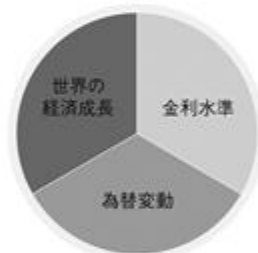
資産価格は様々な要因により変動し、またその要因も刻々と変化していきます。当ファンドは、資産価格に影響を与える「変動要因」に着目し、これを分散させることで、各時点においてもっとも分散効果が期待できる資産配分比率を決定します。

基本配分比率決定のイメージ

各資産における価格変動要因と要因の比率（例）

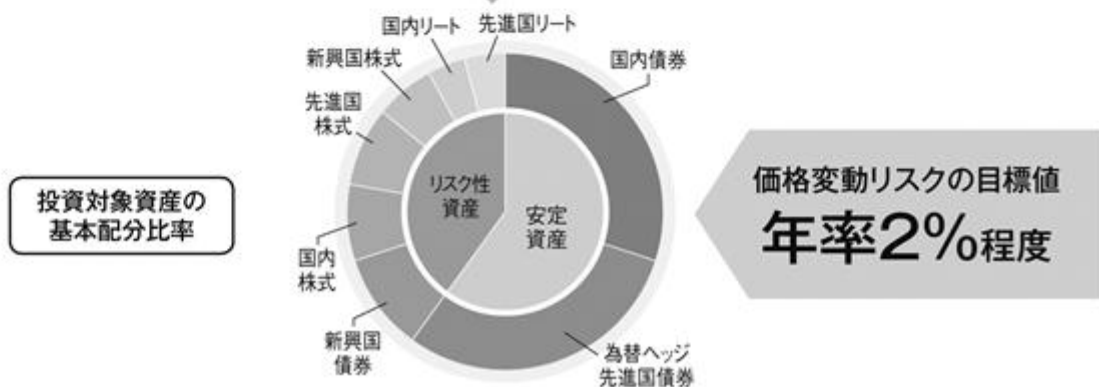


価格変動要因の比率を均等に配分



着目する価格変動要因は各時点において適宜変更します。

価格変動要因の分散から最適な資産配分の比率を決定



※上記はイメージであり、実際にはこれと異なる場合があります。また、価格変動要因の全てを網羅したものではありません。

機動的配分戦略

(日次戦略)

安定資産とリスク性資産に対して、市場環境を「安定局面」「警戒局面」「危機局面」の3つの局面に分類し、「警戒局面」「危機局面」ではそれぞれの局面に応じて組入資産を安定資産や現金等^{*}へ入れ替えます。

^{*}現金等とは、短期国債およびコール・ローンなどの短期金融資産等です。

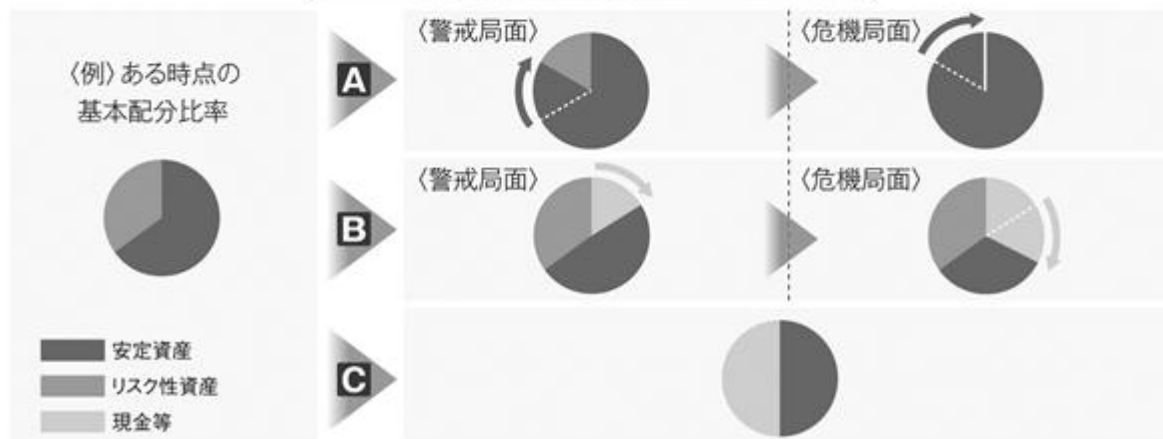
投資行動

	警戒局面	危機局面
A リスク性資産の下落時	リスク性資産を 半分売却	リスク性資産を 全て売却 (安定資産比率最大100%)
B 安定資産の下落時	安定資産を 4分の1売却	安定資産を 半分売却
C 安定資産、 リスク性資産の下落時	リスク性資産を全て売却し、基本配分比率の8資産の 合計額のうち半分を現金等に入れ替えます。 [*] 基本配分比率に現金等が含まれる場合は、現金等の比率は50%を超える場合があります。	

^{*}2015年6月末時点

^{*}各投資行動は基本配分比率に対するものです。

(ご参考) 配分比率変更のイメージ



^{*}上記は投資環境および配分比率の一例を示したものであり、すべての要因や変動を説明したものではありません。また、今後の景気や市場の展望を示唆・保証するものではありません。^{*}上記はイメージであり、実際にはこれと異なる場合があります。

分配方針

年1回の決算時(毎年1月11日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「内外」とは目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「資産複合」とは目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり (一部ヘッジ)
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(債 券、株式、不動 産投信)資産配 分変更型))	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（資産複合（債券、株式、不動産投信）資産配分変更型））」とは目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（債券、株式、不動産投信）へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注)商品分類表の投資対象資産は資産複合に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（資産複合（債券、株式、不動産投信）資産配分変更型））に分類されます。

決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「グローバル（日本を含む）」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態

「ファミリーファンド」とは目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジ

「あり」とは目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジ又は一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

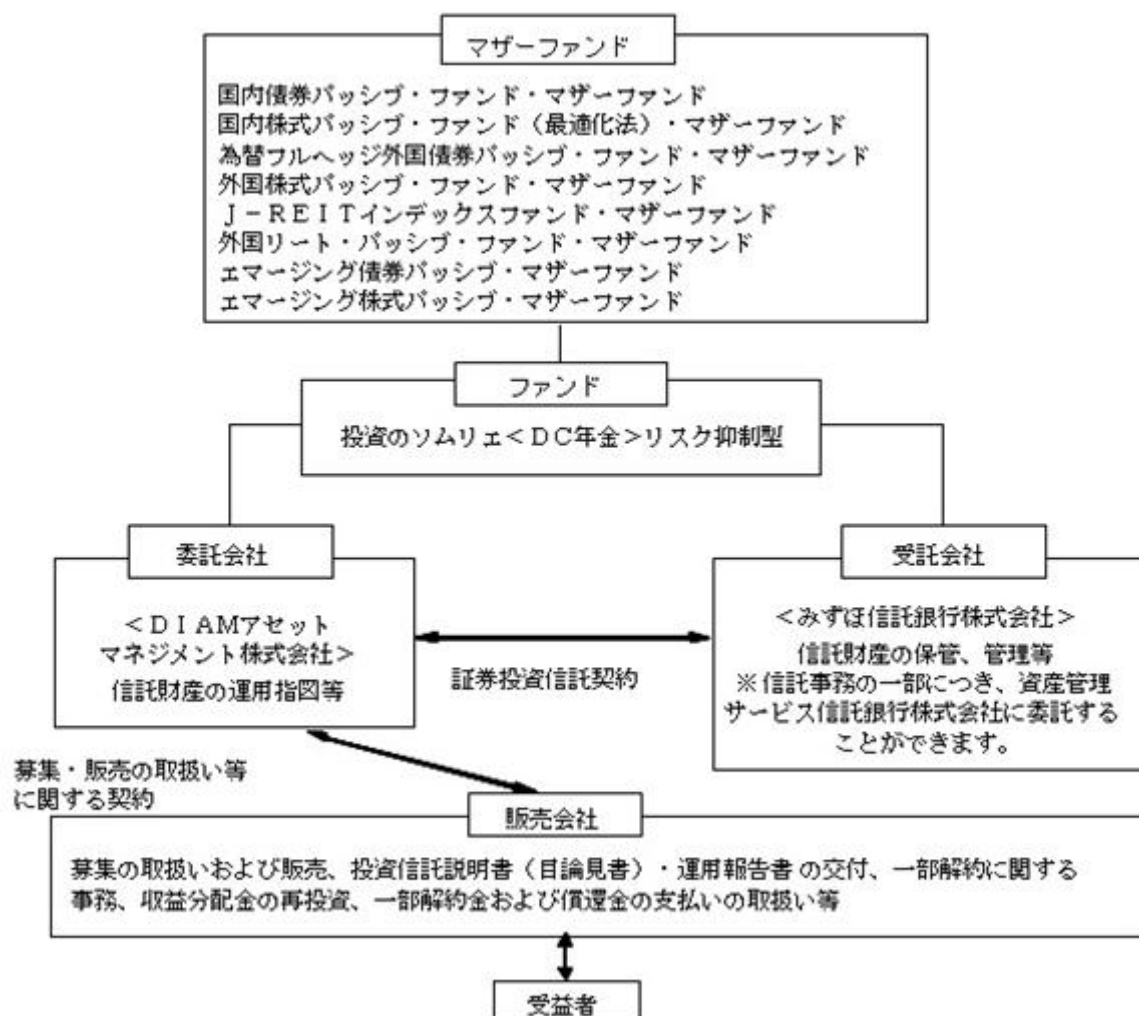
上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成27年10月30日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

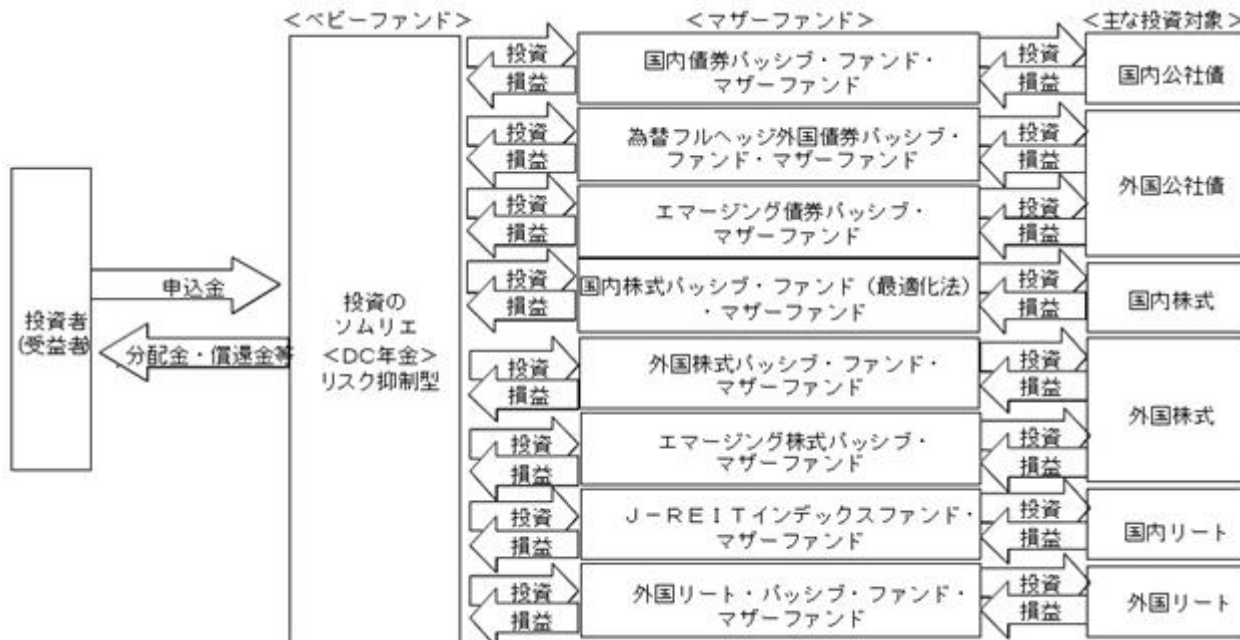
・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

ファミリーファンド方式とは

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用を各マザーファンドにて行います。



当ファンドは、有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券（ETF）、短期金融資産等に投資する場合があります。短期金融資産等への投資に際しては、市場環境によって残存期間3年以下の債券に投資することがあります。

委託会社の概況

名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

資本金の額

20億円（平成27年7月31日現在）

委託会社の沿革

昭和60年7月1日

会社設立

平成10年3月31日

「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

平成10年12月1日

証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

平成11年10月1日

第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

平成20年1月1日

「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成27年7月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

<投資対象>

「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券、「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「J-REITインデックスファンド・マザーファンド」受益証券、「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング債券パッシブ・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券（ETF）、短期金融資産等に投資する場合があります。

<投資態度>

投資環境の変化を速やかに察知し、中長期的に安定的なリターンをめざします。

・国内外の公社債、株式および不動産投資信託証券（リート）に、以下のマザーファンドを通じて実質的に投資し、それぞれの配分比率を適宜変更します。

- ・国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
- ・為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・J-REITインデックスファンド・マザーファンド
- ・外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・エマージング債券パッシブ・マザーファンド
- ・エマージング株式パッシブ・マザーファンド

（それぞれを「各マザーファンド」、または総称して「マザーファンド」ということがあります。）

・外貨建資産は投資環境に応じて弾力的に対円での為替ヘッジ*を行い、一部または全部の為替リスクを軽減します。

*一部の外貨建資産の通貨については、委託会社はその通貨との相関が高いと判断される通貨を用いて、円に対する為替ヘッジを行う「代替ヘッジ」を行うことがあります。為替ヘッジにより、外貨建資産の為替リスクを軽減します。

- ・上記のほか、有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券(ETF)、短期金融資産へ投資する場合があります。

基準価額の変動リスク*を年率2%程度に抑えながら、安定的な基準価額の上昇をめざします。

上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、上記数値は当ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、当ファンドが年率2%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

* 価格変動リスクの大きさを表し、この値が小さいほど、価格の変動が小さいことを意味します。

基本配分戦略に基づき、各資産への投資比率(0%~100%)を決定します。

- ・基本配分戦略では、統計的手法を用い、ファンドに含まれる複数のリスク要因を抽出した上で、これらの各リスク要因からファンドが受ける影響が均等になるように資産配分比率、および通貨配分比率を決定します。
- ・基本配分戦略は月次で行います。

機動的配分戦略に基づき、急な投資環境の変化に対応することをめざします。

- ・機動的配分戦略では、市場リスクの高まりに対し、リスクが比較的低い資産の組入比率を増やす等、機動的に各資産への投資比率(0%~100%)を変更します。
- ・機動的配分戦略は日次で行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

短期金融資産等への投資に際しては、市場環境によって残存期間3年以下の債券に投資することがあります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。)

ハ.金銭債権

ニ.約束手形

- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

運用の指図範囲等(約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、J-REITインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド

の各受益証券のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）、新株予約権証券および新投資口予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、13.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券ならびに13.および18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

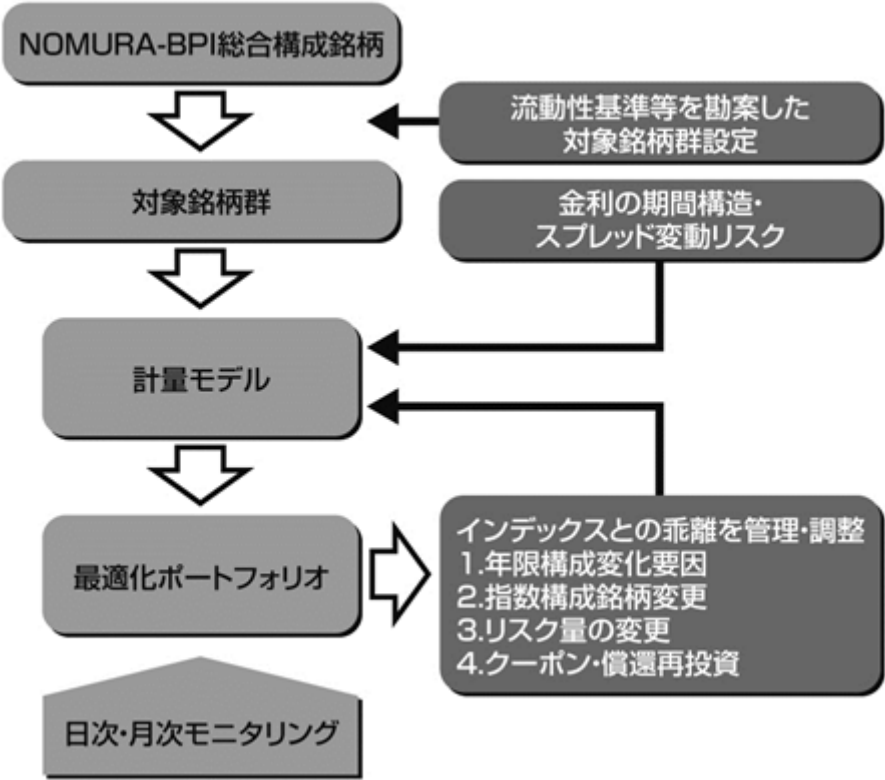
運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(参考) 当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、NOMURA - B P I 総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<p>1.主としてわが国の公社債に投資し、「NOMURA - B P I 総合」 に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2.公社債（債券先物取引等を含みます。）の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3.公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>NOMURA - B P I 総合は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。</p> </div>

運用プロセス	<p>1.流動性基準等による対象銘柄群設定 NOMURA - B P I 総合構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオの構築 1) 債券種別・格付けから発生するベンチマーク乖離要因 2) 金利の期間構造、スプレッドの期間構造から発生するベンチマーク乖離要因 1)、2) が最小になると判断されるポートフォリオを構築します。</p> <p>3.インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。 ・年限構成変化要因 ・指数構成銘柄変更 ・リスク量の変更 ・クーポン、償還再投資</p> 
主な投資制限	<p>1. 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。</p> <p>2. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>3. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>4. 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>5. 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p>

ファンド名	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
-------	-----------------------------

基本方針	この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	東京証券取引所第1部に上場されている株式を主要投資対象とします。

投資態度

1. 主として東京証券取引所第1部に上場されている株式に投資し、「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」に連動する投資成果をめざして運用を行います。
2. 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
3. 株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4. 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
5. 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。

TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。

株東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。

株東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

株東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また株東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

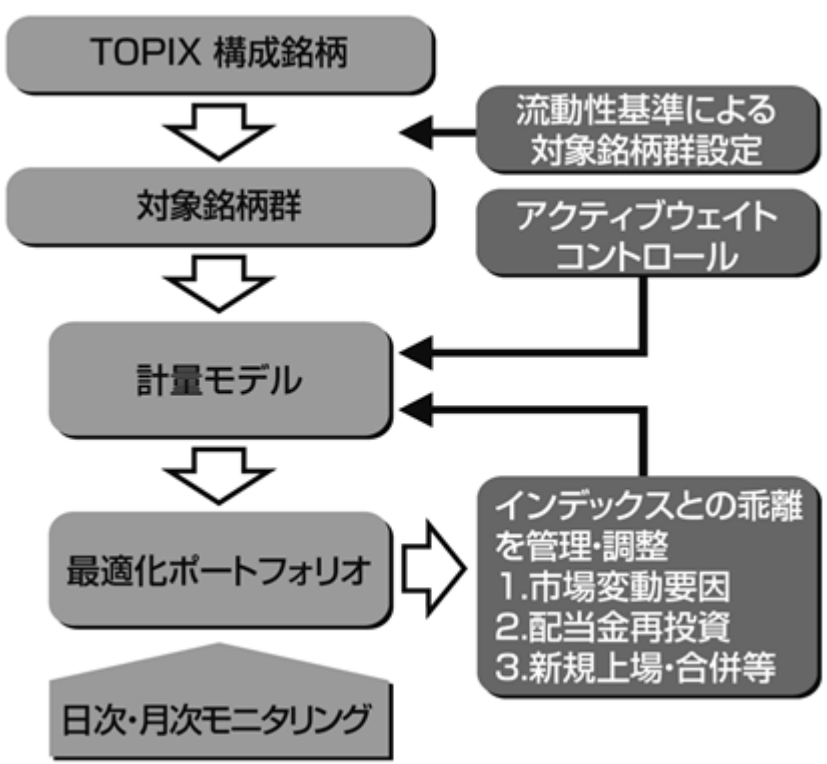
当マザーファンドはTOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用を行いますが、当マザーファンドの基準価額とTOPIXの指数値の動向が乖離することがあります。

当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドは、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。

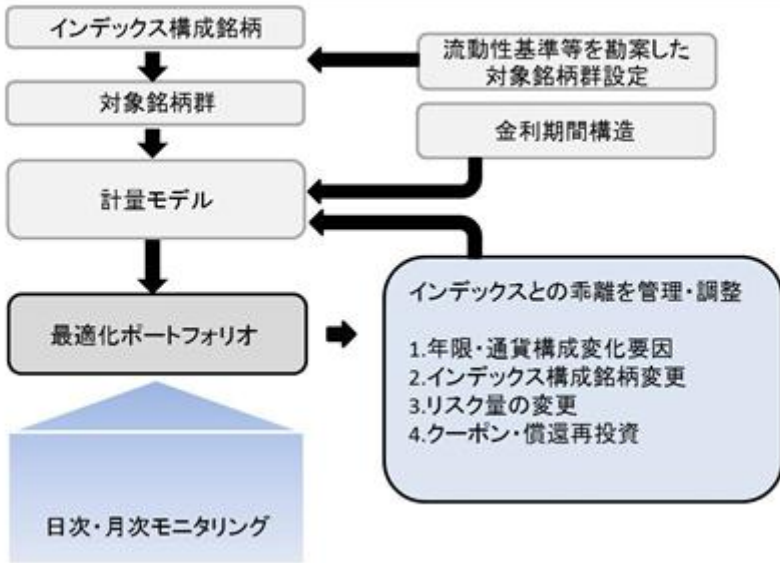
株東京証券取引所は、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者又は公衆に対し、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

株東京証券取引所は、当社又は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、株東京証券取引所は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

運用プロセス	<p>1.流動性基準による対象銘柄群設定 マーケットインパクトの低減を図る為、TOPIX採用銘柄のうち、流動性が低い銘柄を除外して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオの構築 インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。</p> <p>3.インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。</p> <p>インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施 ・新規上場、合併等に伴うもの：指数に与える影響を勘案し、決定 ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施 
主な投資制限	1. 株式への投資割合には、制限を設けません。

ファンド名	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。

投資態度	<p>1.主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジあり）」に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2.外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3.外貨建資産の為替リスクは原則フルヘッジとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> シティ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。 </div>
運用プロセス	<p style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; border: 1px solid black;">流動性基準等を勘案した投資対象銘柄群を設定し、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。</p> 
主な投資制限	<p>1.株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。</p> <p>2.株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>3.同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>4.同一銘柄の転換社債等への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>5.外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p>

ファンド名	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の株式を主要投資対象とします。

<p>投資態度</p>	<p>1.主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2.株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3.組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に属しており、また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。</p> </div>
<p>運用プロセス</p>	<p>1.流動性基準による対象銘柄群設定 取引コスト、マーケットインパクトの低減を図る為、MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄のうち、流動性が著しく低くかつ時価総額比率が小さい銘柄を除外して投資銘柄群を設定します。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオの構築 インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。</p> <p>3.インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合は速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。</p> <p>インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施 ・ベンチマーク構成銘柄の変更に伴うもの：四半期に一度の銘柄入替、コーポレートアクションおよび指数構築手法の変更に伴い実施 ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <pre> graph TD A[MSCI構成銘柄] --> B[対象銘柄群] C[流動性基準による対象銘柄群設定] --> B B --> D[計量モデル] E[アクティブウェイトコントロール] --> D D --> F[最適化ポートフォリオ] G[インデックスとの乖離を管理・調整 1.市場変動要因 2.指数構成銘柄変更 3.配当金再投資] --> F F --> H[日次・月次モニタリング] </pre> </div>

主な投資制限	<ol style="list-style-type: none">1. 株式への投資割合には、制限を設けません。2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。3. 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。4. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
--------	--

ファンド名	J - R E I Tインデックスファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、東証 R E I T 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	東京証券取引所に上場し、東証 R E I T 指数に採用されている（または採用予定の）不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資態度

1. 東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている（または採用予定の）不動産投資信託証券を主要投資対象とし、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
2. 不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することをめざします。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
3. 但し、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときならびに東証REIT指数（配当込み）が改廃されたとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数の商標は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利及び東証REIT指数の商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。

㈱東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REIT指数の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。

㈱東京証券取引所は、東証REIT指数の商標の使用もしくは東証REIT指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

㈱東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また㈱東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

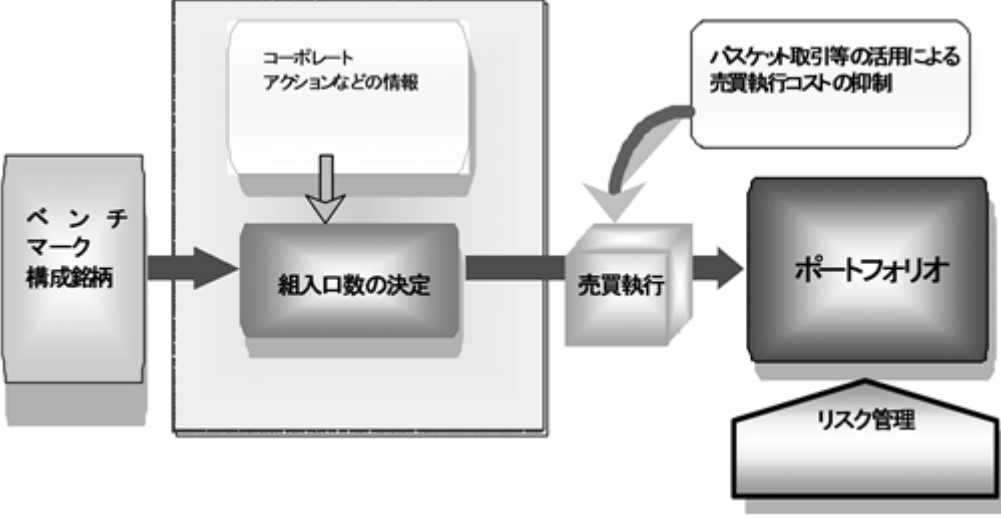
当マザーファンドは東証REIT指数の指数値に連動した投資成果を目標として運用を行います。当マザーファンドの基準価額と東証REIT指数の指数値の動向が乖離することがあります。

当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。

㈱東京証券取引所は、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者又は公衆に対し、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

㈱東京証券取引所は、当社又は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者のニーズを、東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、㈱東京証券取引所は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

運用プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・原則としてベンチマーク構成全銘柄をその構成比率で保有します。ベンチマーク構成銘柄および採用予定銘柄を投資対象銘柄とします。 ・新規上場、公募増資、第三者割当等ベンチマーク構成の変更情報を事前に取得し、最適な執行方法によりリバランスを実施します。 ・配当金入金等によりキャッシュ比率が上昇した場合にもリバランスを実施します。 
主な投資制限	<p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。ただし、東証REIT指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額の割合が30%を超えている場合、当該同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として当該同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額が東証REIT指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める割合の範囲で投資することができるものとします。</p> <p>株式への投資は行いません。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p>

ファンド名	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、S & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。 海外の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券とします。

投資態度	<ol style="list-style-type: none">1.主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S & P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。2.不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。3.外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、金利・為替状況によってはヘッジを行う場合があります。
------	---

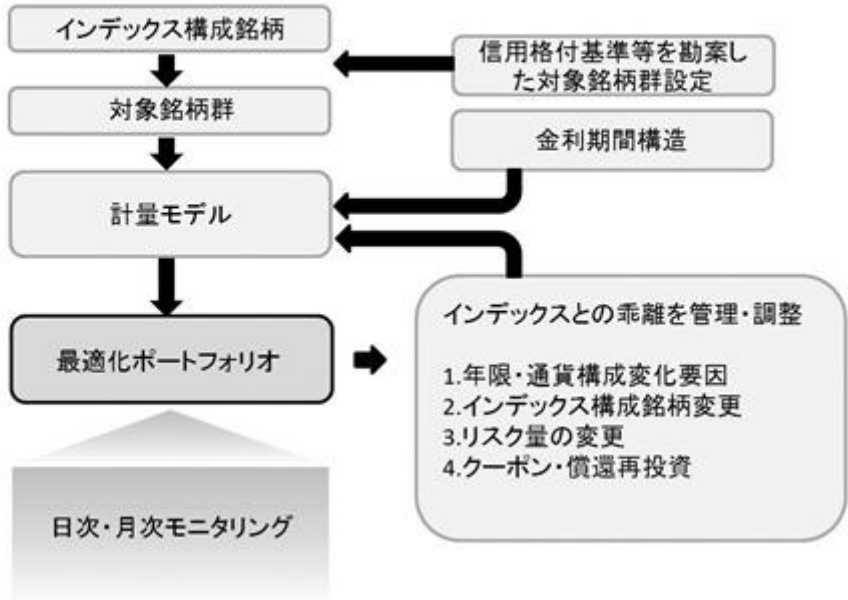
Standard & Poor's®並びに S&P®は、スタンダード・プアーズ・ファイナンシャル・サービシーズLLC(以下「S&P」)の登録商標です。Dow Jones®は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングズLLC(以下「ダウ・ジョーンズ」)の登録商標です。これらはS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに対して使用許諾が与えられており、DIAMアセットマネジメント株式会社に対しては特定の目的のために使用するサブライセンスが与えられています。S&P 先進国 REITインデックスはS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが所有しており、DIAMアセットマネジメント株式会社に対して使用許諾が与えられています。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLC、ダウ・ジョーンズ、S&P、およびその関連会社(以下総称してS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスとする)は、DIAMアセットマネジメント株式会社の商品を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または商品に関する投資について、またS&P 先進国 REITインデックスが市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではありません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのDIAMアセットマネジメント株式会社に対するS&P 先進国 REITインデックスに関わる唯一の関係は、該当する指数、登録商標、サービスマーク、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商号についての使用許諾を与えることです。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P 先進国 REITインデックスに関する決定、作成及び計算において、DIAMアセットマネジメント株式会社又は本商品の所有者に関係なく行います。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P 先進国 REITインデックスに関する決定、作成及び計算において、DIAMアセットマネジメント株式会社又は本商品の所有者の要求等を考慮する義務を負いません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではありません。指数に基づく投資商品が指数のパフォーマンスに正確に連動し、プラスの投資リターンを上げる保証はありません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは投資顧問会社ではありません。指数の構成銘柄はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが売買及び保有を推奨する銘柄ではなく投資アドバイスをするものでもありません。

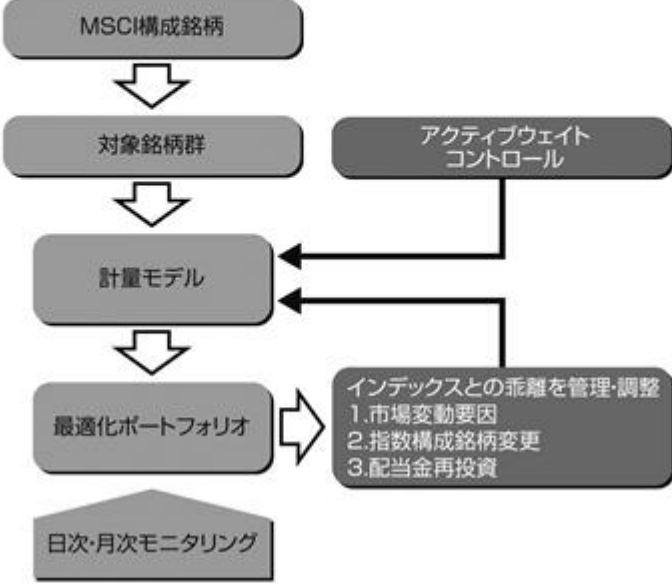
S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P 先進国 REITインデックスの適格性、正確性、適時性、完全性、データの遅延、及び電子媒体を含む口頭または書面でのコミュニケーションについて保証しません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、障害、債務、誤り、欠落又は遅延に対する責任を負いません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、特定の目的、使用、もしくはDIAMアセットマネジメント株式会社を得るであろう結果への商品的確性、もしくは適切性の保障に関して、明示的にも暗示的にも保証しません。以上のことに関わらず、いかなる場合においても、間接的、偶発的、罰則的、あるいは結果的な損害(利益の損失、トレーディング損失、損失時間、のれんを含む)について、仮にそれらの可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが責任を負うことはありません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスとDIAMアセットマネジメント

	株式会社間での合意及び協定において、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの許諾者を除き、第3の受益者は存在しません。
運用プロセス	<p>ポートフォリオの構築にあたっては、原則としてインデックスである「S&P先進国REITインデックス(除く日本)」を構成する全ての銘柄を、その時価構成比で組み入れることをめざします。インデックスに対する連動性を随時確認し、必要に応じてポートフォリオのリバランスを実施します。</p> <pre> graph TD A[インデックス構成銘柄] --> B[完全法をベースとして 組入銘柄および株数を決定] B --> C[ポートフォリオ] C --> D[日々・月次モニタリング] D --> E[インデックスとの乖離を管理・調整 1.インデックス構成銘柄および株数の変更 2.配当金再投資 3.資本異動 4.設定/解約] E --> B </pre>
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 2. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 3. 株式への直接投資は行いません。 4. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S & P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために当該不動産投資信託証券をS & P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。

ファンド名	エマージング債券パッシブ・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、主として新興国の債券に投資し、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース・為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	新興国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主として新興国の債券に投資し、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース・為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 2. 原則として、新興国の債券の組入比率は高位を維持します。 3. 組入債券は、当初組入時において、S & PもしくはMoody'sの外貨建て長期格付がBB-格もしくはBa3格以上を取得している債券とします。但し、両社が格付を付与している場合には、どちらか低い方の格付を基準とします。また、当ファンドが保有する債券の格付が上記基準未滿となった場合は、当該債券を速やかに売却するものとします。 4. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。</p> </div>

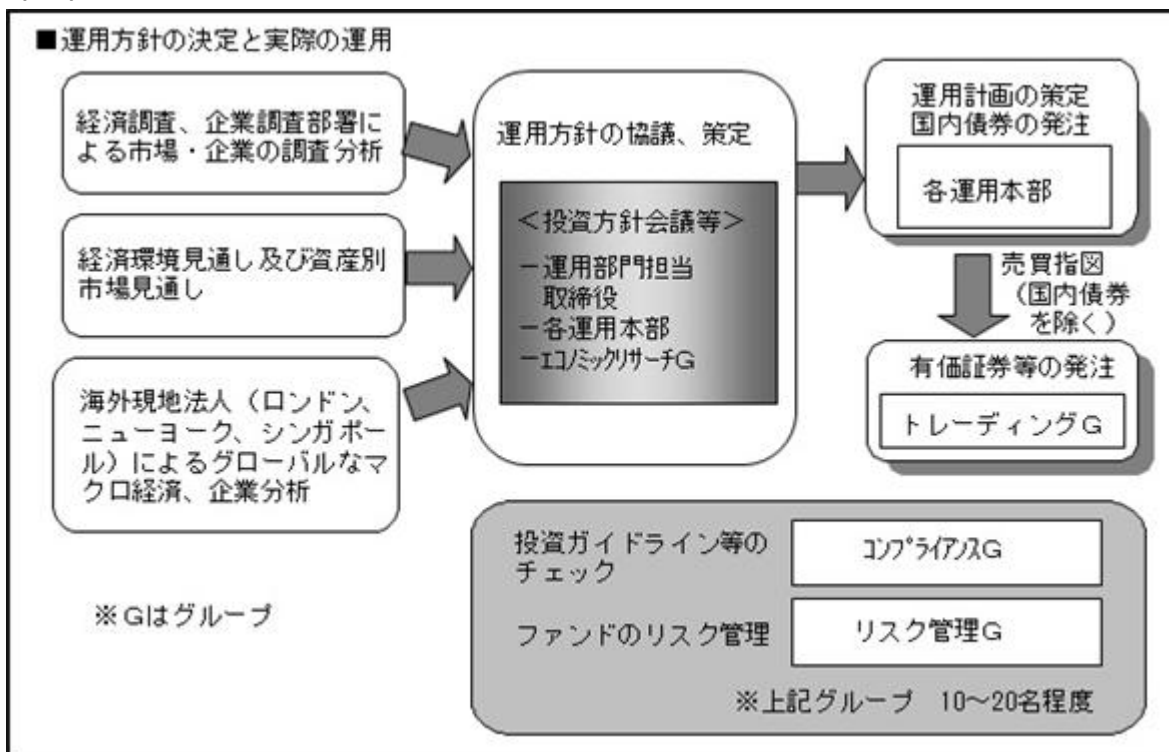
運用プロセス	<p>信用格付基準等を勘案した投資対象銘柄群を設定し、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。</p>  <pre> graph TD A[インデックス構成銘柄] --> B[対象銘柄群] B --> C[計量モデル] C --> D[最適化ポートフォリオ] D --> E[日次・月次モニタリング] F[信用格付基準等を勘案した対象銘柄群設定] --> B G[金利期間構造] --> C D --> H[インデックスとの乖離を管理・調整] subgraph H_Box [] H1[1.年限・通貨構成変化要因] H2[2.インデックス構成銘柄変更] H3[3.リスク量の変更] H4[4.クーポン・償還再投資] end </pre>
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 2. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。 3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ファンド名	エマージング株式パッシブ・マザーファンド
基本方針	<p>この投資信託は、主として海外の証券取引所に上場している株式^(*)に投資し、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 ^(*) DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。</p>
主な投資対象	海外の証券取引所に上場している株式を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主として海外の証券取引所に上場している株式に投資し、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 2. 原則として、株式の組入比率は高位を維持します。 3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>MSCIEマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に属しており、また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。</p> </div>

運用プロセス	<p>現地口座の開設可否、預託証券の利用可否を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用いて、インデックスとの乖離を抑えます。 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。</p> 
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 株式への投資割合には、制限を設けません。 2. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。 3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】



経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部の運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等から得られた情報も参考にされます。

国内債券の発注は、債券運用本部で執行されます。それ以外の個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループで執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

マザーファンドを通じたファンドの実質的な運用体制を記載しております。

上記体制は平成27年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎年1月11日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

(1)信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1)信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2)上記(1)の1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。

委託会社は受託会社から交付を受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。

販売会社は、自動けいぞく投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

各マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

株式への実質投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

投資する株式等の範囲（約款第20条）

1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2)上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（約款第21条）

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2)上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1.信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2.株式分割により取得する株券
- 3.有償増資により取得する株券
- 4.売出しにより取得する株券
- 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
- 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図（約款第22条）

1.委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占め

る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 運用の指図範囲等1.~4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

3)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。

3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 運用の指図範囲等1.~4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 運用

の指図範囲等1.~4.に掲げる金融商品で運用している額(以下2)において「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建て資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- 3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図(約款第23条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第24条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3）において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3）において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下5）において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下5）において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下5）において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 6) 上記5）においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

7) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

8) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第25条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2) 上記1)1.2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（約款第28条）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2) 上記1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3) 上記2)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

4) 上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（約款第34条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

資産配分リスク

当ファンドの実質資産配分において、収益率の悪い資産への配分比率が大きい場合、基準価額が下がる場合があります。

当ファンドは短期金融資産等の保有比率を増加させることにより、基準価額の下落リスクの低減をめざして運用を行いますが、当手法が効果的に機能しない場合等により、基準価額の下落リスクを低減できない場合や、市場全体の上昇に追従できない場合があります。

株価変動リスク

当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

金利リスク

一般的に金利が上昇すると債券、リートの価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券、リートに投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

リートの価格変動リスク

リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。

当ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

為替リスク

当ファンドは実質組入外貨建資産について、弾力的に対円での為替ヘッジを行います。

為替ヘッジを行わない場合、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

為替ヘッジを行う場合、為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。なお、実質組入通貨の直接ヘッジほか、先進国通貨を用いた代替ヘッジを行う場合があります。その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定されますので、十分な為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該代替通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

信用リスク

当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

カントリーリスク

当ファンドの実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額が下がる要因となります。

< 分配金に関する留意点 >

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。

資金動向、市場動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

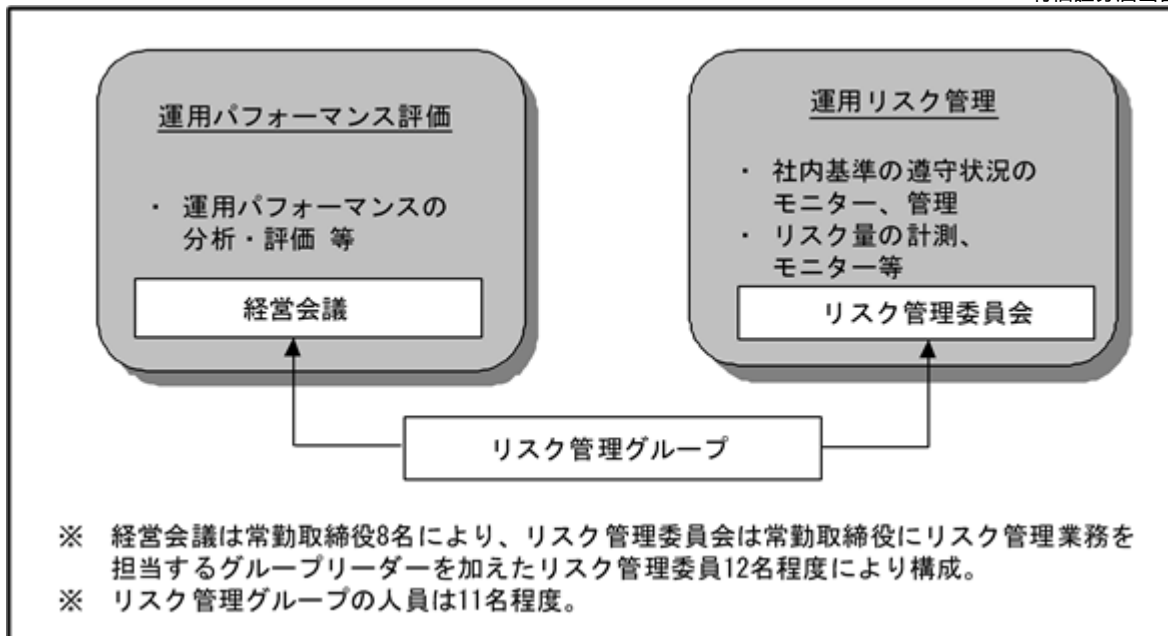
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中で信託を終了（繰上償還）する場合があります。

注意事項

- ・当ファンドは、実質的に債券、株式、不動産投資信託証券（リート）など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<運用評価・運用リスク管理体制>



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

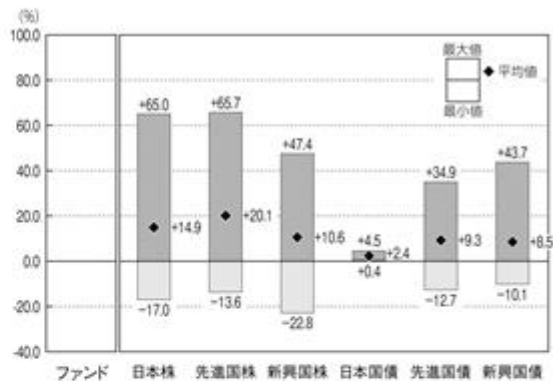
運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

上記体制は平成27年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）**ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移**

該当事項はありません。

*ファンドは2015年10月30日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率は
ありません。

**ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較**

ファンド:2015年10月30日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。

代表的な資産クラス:2010年8月～2015年7月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

***各資産クラスの指数**

日本株…… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株… MSCIコクサイ・インデックス(円ベース、配当込み)

新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース、配当込み)

日本国債… NOMURA-BPI国債

先進国債… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

- 「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「シティ世界国債インデックス」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.6372%（税抜0.59%）

信託報酬の配分（税抜）		主な役務
委託会社	年率0.28%	委託した資金の運用の対価
販売会社	年率0.28%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

- ・信託財産留保額

ありません。

- ・その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等がファンドから支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上場投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託（リート）の費用は表示しておりません。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金（解約）時および償還時

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は、平成27年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

ファンドは、平成27年10月30日から運用を開始する予定であるため有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	325,191,145,230	97.67
内 日本	325,191,145,230	97.67
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7,765,934,323	2.33
純資産総額	332,957,079,553	100.00

その他資産の投資状況

平成27年7月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	7,536,400,000	2.26
内 日本	7,536,400,000	2.26

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	339,337,444,800	81.13
内 日本	339,337,444,800	81.13
地方債証券	27,840,163,973	6.66
内 日本	27,840,163,973	6.66
特殊債券	26,407,772,104	6.31
内 日本	26,407,772,104	6.31
社債券	22,471,081,840	5.37
内 日本	22,163,903,840	5.30
内 アメリカ	307,178,000	0.07
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,185,919,973	0.52
純資産総額	418,242,382,690	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

J - R E I Tインデックスファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	23,189,034,900	98.90
内 日本	23,189,034,900	98.90
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	258,976,726	1.10
純資産総額	23,448,011,626	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	292,544,050,669	95.21
内 アメリカ	175,062,748,814	56.98
内 イギリス	24,341,706,515	7.92
内 スイス	12,843,681,326	4.18
内 フランス	11,351,262,503	3.69
内 ドイツ	11,291,071,818	3.67
内 カナダ	11,065,312,555	3.60
内 オーストラリア	7,726,959,622	2.51
内 アイルランド	5,269,626,239	1.72
内 オランダ	5,166,798,379	1.68
内 スペイン	4,498,997,341	1.46
内 スウェーデン	3,623,264,074	1.18
内 香港	2,931,650,283	0.95
内 イタリア	2,822,036,852	0.92
内 デンマーク	2,198,863,407	0.72
内 シンガポール	1,949,406,827	0.63
内 ジャージー	1,792,608,238	0.58
内 ベルギー	1,670,595,462	0.54
内 フィンランド	1,066,584,507	0.35
内 バミューダ	1,064,542,487	0.35
内 オランダ領キュラソー	1,021,923,803	0.33
内 イスラエル	834,893,731	0.27
内 ケイマン諸島	774,138,348	0.25
内 ノルウェー	695,423,815	0.23
内 ルクセンブルグ	438,190,326	0.14
内 オーストリア	213,949,945	0.07
内 パナマ	208,963,658	0.07
内 ポルトガル	207,379,135	0.07
内 ニューージーランド	141,104,469	0.05
内 リベリア	136,806,717	0.04
内 イギリス領バージン諸島	86,571,038	0.03
内 マン島	46,987,279	0.02
内 モーリシャス	1,156	0.00
投資信託受益証券	868,383,138	0.28
内 オーストラリア	758,660,917	0.25

	内 シンガポール	109,722,221	0.04
投資証券		6,319,598,666	2.06
	内 アメリカ	5,245,540,208	1.71
	内 イギリス	467,796,561	0.15
	内 フランス	425,704,032	0.14
	内 香港	141,322,800	0.05
	内 カナダ	39,235,065	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		7,519,143,244	2.45
純資産総額		307,251,175,717	100.00

その他資産の投資状況

平成27年7月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引（売建）	935,822,600	0.30
-	935,822,600	0.30
株価指数先物取引（買建）	6,676,411,222	2.17
内 アメリカ	4,305,558,642	1.40
内 ドイツ	1,272,569,370	0.41
内 イギリス	576,518,904	0.19
内 オーストラリア	279,776,497	0.09
内 カナダ	241,987,809	0.08

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（注4）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	3,212,760,475	10.96
内 オーストラリア	2,305,299,792	7.87
内 シンガポール	907,460,683	3.10
投資証券	25,912,603,151	88.41
内 アメリカ	20,455,690,502	69.79
内 イギリス	2,125,921,638	7.25
内 フランス	1,439,500,501	4.91
内 カナダ	575,232,304	1.96
内 香港	496,288,141	1.69
内 オランダ	164,850,189	0.56
内 ベルギー	151,792,621	0.52
内 スペイン	143,121,028	0.49
内 ニューージーランド	129,445,341	0.44
内 アイルランド	72,488,779	0.25
内 ドイツ	48,602,020	0.17
内 シンガポール	43,264,000	0.15
内 イタリア	30,748,189	0.10
内 マン島	23,311,454	0.08
内 イスラエル	12,346,444	0.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	184,679,835	0.63
純資産総額	29,310,043,461	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	173,937,279,157	98.40
内 アメリカ	74,458,521,316	42.12
内 イタリア	17,031,922,159	9.64
内 フランス	16,771,128,849	9.49
内 イギリス	15,117,625,099	8.55
内 ドイツ	13,139,566,145	7.43
内 スペイン	9,251,710,743	5.23
内 オランダ	4,473,566,270	2.53
内 ベルギー	4,462,471,521	2.52
内 カナダ	3,768,979,149	2.13
内 オーストラリア	2,816,811,092	1.59
内 オーストリア	2,738,079,896	1.55
内 メキシコ	1,726,509,973	0.98
内 アイルランド	1,309,670,613	0.74
内 デンマーク	1,239,660,391	0.70
内 ポーランド	1,007,696,285	0.57
内 フィンランド	951,642,736	0.54
内 南アフリカ	881,274,072	0.50
内 スウェーデン	845,641,072	0.48
内 マレーシア	835,630,719	0.47
内 シンガポール	630,131,208	0.36
内 ノルウェー	479,039,849	0.27
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,825,737,413	1.60
純資産総額	176,763,016,570	100.00

その他資産の投資状況

平成27年7月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引（売建）	173,942,210,948	98.40
-	173,942,210,948	98.40

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	35,260,565,659	96.45
内 韓国	5,099,178,487	13.95
内 中国	4,613,226,036	12.62
内 台湾	4,409,882,307	12.06
内 インド	2,992,117,210	8.18
内 南アフリカ	2,773,658,836	7.59
内 ブラジル	2,539,434,986	6.95
内 ケイマン諸島	1,831,494,153	5.01
内 香港	1,811,925,083	4.96
内 ロシア	1,340,273,833	3.67
内 メキシコ	1,335,574,302	3.65
内 マレーシア	1,204,028,798	3.29
内 インドネシア	850,405,207	2.33
内 タイ	797,995,554	2.18
内 ポーランド	532,483,052	1.46
内 フィリピン	519,870,449	1.42
内 トルコ	493,568,765	1.35
内 パミューダ	453,971,807	1.24
内 チリ	433,480,044	1.19
内 カタール	355,657,675	0.97
内 アラブ首長国連邦	289,624,996	0.79
内 コロンビア	202,635,007	0.55
内 ハンガリー	86,414,036	0.24
内 チェコ	69,690,330	0.19
内 エジプト	66,618,725	0.18
内 ギリシャ	59,273,939	0.16
内 アメリカ	46,154,291	0.13
内 マルタ	36,045,793	0.10
内 ペルー	15,881,958	0.04
投資信託受益証券	270,549,187	0.74
内 メキシコ	270,549,187	0.74
投資証券	93,999,746	0.26
内 メキシコ	50,824,366	0.14
内 南アフリカ	23,577,904	0.06
内 トルコ	19,597,476	0.05
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	935,004,549	2.56
純資産総額	36,560,119,141	100.00

その他資産の投資状況

平成27年7月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引（買建）	52,092,600	0.14
-	52,092,600	0.14
為替予約取引（売建）	1,004,643,000	2.75
-	1,004,643,000	2.75
株価指数先物取引（買建）	964,984,685	2.64
内 アメリカ	964,984,685	2.64

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（注4）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

エマージング債券パッシブ・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	56,589,644,081	96.86
内 トルコ	8,480,382,715	14.52
内 メキシコ	7,974,758,964	13.65
内 ロシア	7,400,547,548	12.67
内 ブラジル	5,932,235,946	10.15
内 インドネシア	5,430,372,273	9.29
内 コロンビア	4,499,838,772	7.70
内 フィリピン	4,464,798,464	7.64
内 ハンガリー	3,066,575,797	5.25
内 ベルー	2,382,805,918	4.08
内 南アフリカ	2,077,151,884	3.56
内 クロアチア	1,832,571,921	3.14
内 パナマ	1,810,851,276	3.10
内 ルーマニア	1,236,752,603	2.12
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,833,720,283	3.14
純資産総額	58,423,364,364	100.00

その他資産の投資状況

平成27年7月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引（売建）	260,463,000	0.45
-	260,463,000	0.45

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

平成27年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	1,843,200	7,700.00 14,192,640,000	8,253.00 15,211,929,600	- -	4.57%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	10,579,500	679.90 7,193,002,050	900.00 9,521,550,000	- -	2.86%
3	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	997,100	4,177.00 4,164,886,700	5,544.00 5,527,922,400	- -	1.66%
4	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	18,491,400	200.43 3,706,354,332	267.90 4,953,846,060	- -	1.49%
5	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	1,031,800	3,606.00 3,720,670,800	4,763.50 4,914,979,300	- -	1.48%
6	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	697,400	7,136.00 4,976,646,400	6,881.00 4,798,809,400	- -	1.44%
7	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	1,202,000	3,820.50 4,592,241,000	3,979.50 4,783,359,000	- -	1.44%
8	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	884,700	3,525.80 3,119,279,100	4,813.50 4,258,503,450	- -	1.28%
9	KDDI 日本	株式 情報・通信業	1,339,600	2,595.33 3,476,708,802	3,150.50 4,220,409,800	- -	1.27%
10	ソニー 日本	株式 電気機器	938,800	3,102.36 2,912,503,057	3,533.00 3,316,780,400	- -	1.00%
11	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	524,200	5,922.00 3,104,312,400	6,240.00 3,271,008,000	- -	0.98%
12	セブン&アイ・ホールディングス 日本	株式 小売業	551,500	4,386.00 2,418,879,000	5,724.00 3,156,786,000	- -	0.95%
13	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	244,800	9,140.00 2,237,472,000	12,250.00 2,998,800,000	- -	0.90%
14	アステラス製薬 日本	株式 医薬品	1,567,200	1,830.00 2,867,976,000	1,867.00 2,925,962,400	- -	0.88%
15	ファナック 日本	株式 電気機器	139,100	20,035.00 2,786,868,500	20,680.00 2,876,588,000	- -	0.86%
16	キヤノン 日本	株式 電気機器	719,100	3,732.50 2,684,040,750	3,972.00 2,856,265,200	- -	0.86%
17	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	534,200	4,076.50 2,177,666,300	5,165.00 2,759,143,000	- -	0.83%

18	三菱商事 日本	株式 卸売業	1,010,300	2,223.00 2,245,896,900	2,679.50 2,707,098,850	- -	0.81%
19	三菱地所 日本	株式 不動産業	980,000	2,514.00 2,463,720,000	2,755.00 2,699,900,000	- -	0.81%
20	NTTドコモ 日本	株式 情報・通信業	1,016,700	1,996.50 2,029,841,550	2,614.50 2,658,162,150	- -	0.80%
21	東海旅客鉄道 日本	株式 陸運業	119,600	19,475.00 2,329,210,000	21,720.00 2,597,712,000	- -	0.78%
22	日立製作所 日本	株式 電気機器	3,207,000	798.70 2,561,430,900	804.40 2,579,710,800	- -	0.77%
23	村田製作所 日本	株式 電気機器	140,200	12,780.00 1,791,756,000	18,400.00 2,579,680,000	- -	0.77%
24	三井不動産 日本	株式 不動産業	699,000	3,126.00 2,185,074,000	3,528.50 2,466,421,500	- -	0.74%
25	野村ホールディングス 日本	株式 証券、商品先 物取引業	2,694,600	643.40 1,733,705,640	881.40 2,375,020,440	- -	0.71%
26	パナソニック 日本	株式 電気機器	1,628,000	1,318.50 2,146,518,000	1,457.00 2,371,996,000	- -	0.71%
27	花王 日本	株式 化学	376,300	5,014.00 1,886,768,200	6,291.00 2,367,303,300	- -	0.71%
28	日産自動車 日本	株式 輸送用機器	1,875,200	1,064.00 1,995,212,800	1,198.50 2,247,427,200	- -	0.67%
29	ブリヂストン 日本	株式 ゴム製品	472,100	4,565.54 2,155,395,100	4,678.00 2,208,483,800	- -	0.66%
30	第一生命保険 日本	株式 保険業	844,900	1,720.00 1,453,228,000	2,522.00 2,130,837,800	- -	0.64%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

種類	投資比率
株式	97.67%
合計	97.67%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

平成27年7月31日現在

業種	国内/外国	投資比率
電気機器	国内	11.55%
輸送用機器		10.76%
銀行業		9.51%
情報・通信業		6.86%
化学		5.76%
医薬品		4.85%
小売業		4.77%
機械		4.46%
食料品		4.40%
陸運業		4.10%
卸売業		3.96%
サービス業		3.14%
不動産業		2.79%
保険業		2.71%
建設業		2.56%
電気・ガス業		2.27%
その他製品		1.56%
精密機器		1.40%
証券、商品先物取引業		1.39%
その他金融業		1.31%
鉄鋼		1.26%
ガラス・土石製品		0.92%
ゴム製品		0.90%
非鉄金属		0.89%
繊維製品		0.72%
空運業		0.67%
金属製品		0.57%
石油・石炭製品		0.47%
鉱業		0.37%
海運業		0.26%
パルプ・紙		0.23%
倉庫・運輸関連業	0.21%	
水産・農林業	0.07%	
合計		97.67%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	1 2 2 回 利付国庫債券 (5 年) 日本	国債証券	5,000,000,000	99.98 4,999,120,000	100.13 5,006,500,000	0.100000 2019/12/20	1.20%
2	1 2 3 回 利付国庫債券 (5 年) 日本	国債証券	5,000,000,000	100.05 5,002,610,000	100.09 5,004,600,000	0.100000 2020/3/20	1.20%
3	1 1 4 回 利付国庫債券 (5 年) 日本	国債証券	4,500,000,000	100.80 4,536,370,000	100.87 4,539,375,000	0.300000 2018/9/20	1.09%
4	1 1 8 回 利付国庫債券 (5 年) 日本	国債証券	4,500,000,000	100.34 4,515,420,000	100.58 4,526,100,000	0.200000 2019/6/20	1.08%
5	1 1 7 回 利付国庫債券 (5 年) 日本	国債証券	4,500,000,000	100.38 4,517,310,000	100.57 4,526,055,000	0.200000 2019/3/20	1.08%
6	1 1 6 回 利付国庫債券 (5 年) 日本	国債証券	4,500,000,000	100.42 4,518,900,000	100.57 4,525,785,000	0.200000 2018/12/20	1.08%
7	1 0 3 回 利付国庫債券 (5 年) 日本	国債証券	4,500,000,000	100.53 4,523,850,000	100.48 4,521,915,000	0.300000 2017/3/20	1.08%
8	1 0 6 回 利付国庫債券 (5 年) 日本	国債証券	4,500,000,000	100.37 4,516,830,000	100.41 4,518,675,000	0.200000 2017/9/20	1.08%
9	1 0 5 回 利付国庫債券 (5 年) 日本	国債証券	4,500,000,000	100.33 4,515,210,000	100.37 4,516,875,000	0.200000 2017/6/20	1.08%
10	1 0 7 回 利付国庫債券 (5 年) 日本	国債証券	4,300,000,000	100.39 4,317,028,000	100.46 4,319,909,000	0.200000 2017/12/20	1.03%
11	3 3 5 回 利付国庫債券 (1 0年) 日本	国債証券	4,000,000,000	100.73 4,029,445,000	101.37 4,054,840,000	0.500000 2024/9/20	0.97%
12	3 3 8 回 利付国庫債券 (1 0年) 日本	国債証券	4,000,000,000	100.07 4,002,970,000	100.13 4,005,560,000	0.400000 2025/3/20	0.96%
13	3 0 5 回 利付国庫債券 (1 0年) 日本	国債証券	3,500,000,000	105.57 3,694,982,000	105.36 3,687,880,000	1.300000 2019/12/20	0.88%
14	3 0 1 回 利付国庫債券 (1 0年) 日本	国債証券	3,400,000,000	105.97 3,603,082,000	105.61 3,590,740,000	1.500000 2019/6/20	0.86%
15	3 3 2 回 利付国庫債券 (1 0年) 日本	国債証券	3,500,000,000	101.96 3,568,845,000	102.53 3,588,725,000	0.600000 2023/12/20	0.86%
16	1 1 3 回 利付国庫債券 (5 年) 日本	国債証券	3,500,000,000	100.76 3,526,775,000	100.81 3,528,665,000	0.300000 2018/6/20	0.84%

17	102回 利付国庫債券(5年) 日本	国債証券	3,500,000,000	100.48 3,517,010,000	100.41 3,514,455,000	0.300000 2016/12/20	0.84%
18	282回 利付国庫債券(10年) 日本	国債証券	3,400,000,000	102.64 3,489,998,000	101.91 3,465,212,000	1.700000 2016/9/20	0.83%
19	297回 利付国庫債券(10年) 日本	国債証券	3,300,000,000	104.98 3,464,571,000	104.62 3,452,559,000	1.400000 2018/12/20	0.83%
20	334回 利付国庫債券(10年) 日本	国債証券	3,300,000,000	101.75 3,357,810,000	102.32 3,376,824,000	0.600000 2024/6/20	0.81%
21	330回 利付国庫債券(10年) 日本	国債証券	3,200,000,000	103.89 3,324,627,000	104.21 3,334,880,000	0.800000 2023/9/20	0.80%
22	289回 利付国庫債券(10年) 日本	国債証券	3,200,000,000	104.09 3,330,912,000	103.54 3,313,344,000	1.500000 2017/12/20	0.79%
23	333回 利付国庫債券(10年) 日本	国債証券	3,200,000,000	102.03 3,265,025,000	102.43 3,277,952,000	0.600000 2024/3/20	0.78%
24	313回 利付国庫債券(10年) 日本	国債証券	3,000,000,000	107.04 3,211,320,000	106.65 3,199,560,000	1.300000 2021/3/20	0.77%
25	321回 利付国庫債券(10年) 日本	国債証券	3,000,000,000	105.40 3,162,060,000	105.57 3,167,250,000	1.000000 2022/3/20	0.76%
26	296回 利付国庫債券(10年) 日本	国債証券	3,000,000,000	105.05 3,151,770,000	104.61 3,138,330,000	1.500000 2018/9/20	0.75%
27	328回 利付国庫債券(10年) 日本	国債証券	3,000,000,000	102.28 3,068,580,000	102.77 3,083,160,000	0.600000 2023/3/20	0.74%
28	120回 利付国庫債券(5年) 日本	国債証券	3,000,000,000	100.31 3,009,570,000	100.57 3,017,280,000	0.200000 2019/9/20	0.72%
29	99回 利付国庫債券(5年) 日本	国債証券	3,000,000,000	100.58 3,017,580,000	100.45 3,013,530,000	0.400000 2016/9/20	0.72%
30	310回 利付国庫債券(10年) 日本	国債証券	2,800,000,000	104.76 2,933,448,000	104.59 2,928,576,000	1.000000 2020/9/20	0.70%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

種類	投資比率
国債証券	81.13%
地方債証券	6.66%
特殊債券	6.31%
社債券	5.37%
合計	99.48%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

J - R E I Tインデックスファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	日本ビルファンド投資法人 日本	投資証券	3,136	572,296.60 1,794,722,145	554,000.00 1,737,344,000	- -	7.41%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 日本	投資証券	2,908	561,501.45 1,632,846,220	556,000.00 1,616,848,000	- -	6.90%
3	日本リテールファンド投資法人 日本	投資証券	5,398	245,156.29 1,323,353,663	243,000.00 1,311,714,000	- -	5.59%
4	ユナイテッド・アーバン投資法人 日本	投資証券	5,874	183,625.55 1,078,616,493	180,000.00 1,057,320,000	- -	4.51%
5	日本プロロジスリート投資法人 日本	投資証券	3,844	234,116.22 899,942,783	244,500.00 939,858,000	- -	4.01%
6	オリックス不動産投資法人 日本	投資証券	4,966	173,164.75 859,936,172	168,800.00 838,260,800	- -	3.57%
7	アドバンス・レジデンス投資法人 日本	投資証券	2,888	291,279.65 841,215,646	270,500.00 781,204,000	- -	3.33%
8	日本プライムリアルティ投資法人 日本	投資証券	1,939	403,182.28 781,770,450	401,500.00 778,508,500	- -	3.32%
9	森トラスト総合リート投資法人 日本	投資証券	2,932	226,470.78 664,012,344	230,300.00 675,239,600	- -	2.88%
10	大和証券オフィス投資法人 日本	投資証券	1,075	597,809.56 642,645,285	612,000.00 657,900,000	- -	2.81%
11	アクティビア・プロパティーズ投資法人 日本	投資証券	616	1,039,365.73 640,249,292	1,042,000.00 641,872,000	- -	2.74%
12	G L P 投資法人 日本	投資証券	5,310	119,767.23 635,963,994	119,300.00 633,483,000	- -	2.70%
13	フロンティア不動産投資法人 日本	投資証券	1,102	572,421.43 630,808,423	540,000.00 595,080,000	- -	2.54%

14	ジャパン・ホテル・リート投資法人 日本	投資証券	6,984	80,867.12 564,775,980	80,200.00 560,116,800	- -	2.39%
15	野村不動産マスターファンド投資法人 日本	投資証券	3,699	156,444.83 578,689,456	148,900.00 550,781,100	- -	2.35%
16	ケネディクス・オフィス投資法人 日本	投資証券	899	625,590.44 562,405,808	574,000.00 516,026,000	- -	2.20%
17	森ヒルズリート投資法人 日本	投資証券	3,487	160,920.10 561,128,399	145,300.00 506,661,100	- -	2.16%
18	日本アコモデーションファンド投資法人 日本	投資証券	1,076	460,781.14 495,800,509	440,500.00 473,978,000	- -	2.02%
19	インヴィンシブル投資法人 日本	投資証券	7,038	61,253.25 431,100,418	66,000.00 464,508,000	- -	1.98%
20	野村不動産オフィスファンド投資法人 日本	投資証券	828	559,090.35 462,926,814	530,000.00 438,840,000	- -	1.87%
21	大和ハウス・レジデンシャル投資法人 日本	投資証券	1,661	264,196.34 438,830,133	261,500.00 434,351,500	- -	1.85%
22	産業ファンド投資法人 日本	投資証券	783	559,132.45 437,800,711	552,000.00 432,216,000	- -	1.84%
23	日本ロジスティクスファンド投資法人 日本	投資証券	1,844	250,066.79 461,123,161	233,500.00 430,574,000	- -	1.84%
24	大和ハウスリート投資法人 日本	投資証券	779	520,223.36 405,254,004	489,000.00 380,931,000	- -	1.62%
25	ジャパンエクセレント投資法人 日本	投資証券	2,798	151,153.17 422,926,577	135,800.00 379,968,400	- -	1.62%
26	プレミア投資法人 日本	投資証券	585	644,203.70 376,859,166	649,000.00 379,665,000	- -	1.62%
27	イオンリート投資法人 日本	投資証券	2,422	159,845.66 387,146,193	149,000.00 360,878,000	- -	1.54%
28	福岡リート投資法人 日本	投資証券	1,659	210,920.95 349,917,867	208,500.00 345,901,500	- -	1.48%
29	東急リアル・エステート投資法人 日本	投資証券	2,171	153,656.90 333,589,141	143,200.00 310,887,200	- -	1.33%
30	日本賃貸住宅投資法人 日本	投資証券	3,643	82,630.27 301,022,094	82,100.00 299,090,300	- -	1.28%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

種類	投資比率
投資証券	98.90%
合計	98.90%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	APPLE INC アメリカ	株式 コンピュータ・周辺機器	451,246	15,763.00 7,112,992,141	15,178.77 6,849,361,413	- -	2.23%
2	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフトウェア	603,178	5,441.63 3,282,274,395	5,814.99 3,507,477,174	- -	1.14%
3	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 石油・ガス・ 消耗燃料	324,220	11,581.61 3,754,991,150	10,296.56 3,338,350,812	- -	1.09%
4	WELLS FARGO & CO アメリカ	株式 商業銀行	378,626	6,863.13 2,598,560,670	7,212.92 2,731,001,319	- -	0.89%
5	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品	215,091	12,356.86 2,657,850,406	12,384.15 2,663,719,981	- -	0.87%
6	GENERAL ELECTRIC CO アメリカ	株式 コングロマ リット	778,640	3,119.60 2,429,050,015	3,239.92 2,522,735,046	- -	0.82%
7	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 商業銀行	288,234	7,401.46 2,133,354,381	8,563.72 2,468,355,731	- -	0.80%
8	NESTLE SA-REGISTERED スイス	株式 食品	249,232	9,013.16 2,246,368,640	9,346.50 2,329,449,131	- -	0.76%
9	NOVARTIS AG-REG SHS スイス	株式 医薬品	178,005	12,141.48 2,161,245,393	12,821.00 2,282,202,105	- -	0.74%
10	PFIZER INC アメリカ	株式 医薬品	473,777	4,296.74 2,035,699,240	4,431.94 2,099,755,596	- -	0.68%
11	AT&T INC アメリカ	株式 各種電気通信 サービス	473,039	4,233.47 2,002,596,990	4,316.59 2,041,916,363	- -	0.66%
12	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 インターネット 販売・カタ ログ販売	30,569	47,362.19 1,447,814,883	66,579.71 2,035,275,167	- -	0.66%
13	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用品	208,318	10,655.03 2,219,635,789	9,599.45 1,999,739,391	- -	0.65%
14	ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN スイス	株式 医薬品	54,396	31,231.95 1,698,893,478	35,732.12 1,943,684,780	- -	0.63%

15	GOOGLE INC-CL C アメリカ	株式 インターネットソフトウェア・サービス	23,917	67,899.23 1,623,945,978	78,466.46 1,876,682,409	- -	0.61%
16	VERIZON COMM INC アメリカ	株式 各種電気通信サービス	320,919	6,116.41 1,962,872,950	5,788.94 1,857,783,018	- -	0.60%
17	THE WALT DISNEY CO アメリカ	株式 メディア	124,653	12,921.24 1,610,672,177	14,888.52 1,855,898,833	- -	0.60%
18	FACEBOOK INC アメリカ	株式 インターネットソフトウェア・サービス	155,654	9,394.78 1,462,336,580	11,809.84 1,838,250,142	- -	0.60%
19	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 商業銀行	812,749	2,060.30 1,674,510,340	2,248.84 1,827,746,687	- -	0.59%
20	GOOGLE INC-CL A アメリカ	株式 インターネットソフトウェア・サービス	22,071	68,365.88 1,508,903,478	82,432.02 1,819,357,166	- -	0.59%
21	CITIGROUP INC アメリカ	株式 商業銀行	234,611	6,350.84 1,489,978,800	7,303.47 1,713,475,620	- -	0.56%
22	GILEAD SCIENCES INC アメリカ	株式 バイオテクノロジー	115,302	12,639.67 1,457,379,922	14,624.31 1,686,212,883	- -	0.55%
23	CHEVRON CORP アメリカ	株式 石油・ガス・消耗燃料	144,792	13,989.23 2,025,528,763	11,539.44 1,670,818,770	- -	0.54%
24	HSBC HOLDINGS PLC イギリス	株式 商業銀行	1,485,361	1,157.15 1,718,797,486	1,116.34 1,658,171,225	- -	0.54%
25	COCA-COLA CO/THE アメリカ	株式 飲料	319,580	5,208.29 1,664,465,565	5,031.06 1,607,826,921	- -	0.52%
26	MERCK & CO. INC. アメリカ	株式 医薬品	219,478	7,294.79 1,601,046,446	7,258.82 1,593,151,471	- -	0.52%
27	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 各種金融サービス	88,977	18,400.09 1,637,185,128	17,719.11 1,576,593,606	- -	0.51%
28	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 専門小売り	101,644	13,878.83 1,410,700,365	14,445.69 1,468,318,568	- -	0.48%
29	INTL BUSINESS MACHINES CORP アメリカ	株式 情報技術サービス	72,318	19,896.01 1,438,840,085	19,965.47 1,443,863,466	- -	0.47%
30	VISA INC アメリカ	株式 情報技術サービス	151,156	8,361.23 1,263,850,095	9,474.17 1,432,078,426	- -	0.47%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

種類	投資比率
株式	95.21%
投資信託受益証券	0.28%
投資証券	2.06%
合計	97.55%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

平成27年7月31日現在

業種	国内/外国	投資比率
商業銀行	外国	9.39%
医薬品		7.63%
石油・ガス・消耗燃料		6.40%
保険		4.24%
メディア		3.13%
ソフトウェア		2.83%
コンピュータ・周辺機器		2.77%
各種電気通信サービス		2.65%
化学		2.63%
情報技術サービス		2.44%
バイオテクノロジー		2.38%
資本市場		2.26%
インターネットソフトウェア・サービス		2.25%
食品		2.18%
飲料		2.18%
食品・生活必需品小売り		2.14%
航空宇宙・防衛		2.01%
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス		1.89%
コングロマリット		1.87%
専門小売り		1.87%
ホテル・レストラン・レジャー		1.71%
半導体・半導体製造装置		1.62%
ヘルスケア機器・用品		1.59%
電力		1.56%
家庭用品		1.39%
タバコ		1.38%
機械		1.36%
各種金融サービス		1.31%
繊維・アパレル・贅沢品		1.27%
金属・鉱業		1.22%
通信機器		1.17%
総合公益事業		1.15%
インターネット販売・カタログ販売		1.11%
自動車		1.11%
陸運・鉄道		0.88%
エネルギー設備・サービス		0.85%
電気設備		0.75%
パーソナル用品		0.67%

不動産管理・開発	0.64%
複合小売り	0.59%
自動車部品	0.56%
航空貨物・物流サービス	0.56%
消費者金融	0.50%
専門サービス	0.50%
無線通信サービス	0.47%
ライフサイエンス・ツール/サービス	0.45%
家庭用耐久財	0.44%
商業サービス・用品	0.39%
電子装置・機器・部品	0.33%
建設資材	0.31%
商社・流通業	0.30%
建設・土木	0.28%
容器・包装	0.24%
建設関連製品	0.23%
運送インフラ	0.20%
旅客航空輸送業	0.16%
ガス	0.14%
紙製品・林産品	0.14%
水道	0.09%
海運業	0.08%
販売	0.08%
レジャー用品	0.08%
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.08%
ヘルスケア・テクノロジー	0.07%
貯蓄・抵当・不動産金融	0.05%
各種消費者サービス	0.03%
合計	95.21%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	SIMON PROPERTY GROUP INC アメリカ	投資証券	73,460	22,260.70 1,635,271,209	23,088.80 1,696,103,659	- -	5.79%
2	PUBLIC STORAGE アメリカ	投資証券	34,240	23,738.93 812,821,149	25,182.60 862,252,251	- -	2.94%
3	EQUITY RESIDENTIAL アメリカ	投資証券	85,800	9,184.91 788,065,589	9,214.93 790,641,131	- -	2.70%
4	UNIBAIL-RODAMCO SE フランス	投資証券	23,130	30,701.06 710,115,551	33,197.66 767,861,933	- -	2.62%
5	HEALTH CARE REIT INC アメリカ	投資証券	82,740	8,510.48 704,157,338	8,535.19 706,201,819	- -	2.41%
6	AVALONBAY COMMUNITIES INC アメリカ	投資証券	31,150	20,584.96 641,221,788	21,239.36 661,606,350	- -	2.26%
7	VENTAS INC アメリカ	投資証券	77,980	8,072.58 629,500,292	8,231.29 641,876,337	- -	2.19%
8	PROLOGIS INC アメリカ	投資証券	123,500	4,869.97 601,442,442	4,986.40 615,821,388	- -	2.10%
9	BOSTON PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	36,140	15,688.89 566,996,827	15,299.09 552,909,242	- -	1.89%
10	HCP INC アメリカ	投資証券	108,800	4,675.88 508,736,264	4,744.53 516,204,864	- -	1.76%
11	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	148,200	3,355.51 497,287,428	3,336.67 494,495,383	- -	1.69%
12	VORNADO REALTY TRUST アメリカ	投資証券	41,240	12,385.85 510,792,462	11,961.17 493,278,947	- -	1.68%
13	LAND SECURITIES GROUP PLC イギリス	投資証券	189,000	2,394.63 452,585,875	2,481.83 469,066,852	- -	1.60%
14	SCENTRE GROUP オーストラリア	投資信託受益 証券	1,260,000	352.28 443,877,865	358.81 452,107,656	- -	1.54%
15	HOST HOTELS & RESORTS INC アメリカ	投資証券	178,400	2,536.24 452,466,797	2,424.98 432,616,788	- -	1.48%
16	ESSEX PROPERTY TRUST INC アメリカ	投資証券	15,390	27,260.57 419,540,271	27,757.67 427,190,559	- -	1.46%
17	WESTFIELD CORP オーストラリア	投資信託受益 証券	452,500	829.17 375,203,352	905.19 409,600,239	- -	1.40%
18	LINK REIT/THE 香港	投資証券	542,523	767.64 416,465,111	719.19 390,182,541	- -	1.33%
19	BRITISH LAND CO PLC イギリス	投資証券	241,400	1,575.91 380,425,593	1,604.58 387,346,770	- -	1.32%
20	SL GREEN アメリカ	投資証券	23,430	14,292.23 334,867,135	14,166.60 331,923,634	- -	1.13%
21	REALTY INCOME CORP アメリカ	投資証券	54,710	5,716.39 312,744,122	5,905.54 323,092,334	- -	1.10%
22	THE MACERICH COMPANY アメリカ	投資証券	33,140	9,548.88 316,450,039	9,685.04 320,962,331	- -	1.10%

23	KIMCO REALTY アメリカ	投資証券	97,100	2,949.30 286,377,387	3,032.77 294,482,743	- -	1.00%
24	KLEPIERRE フランス	投資証券	50,440	5,199.65 262,270,498	5,675.70 286,282,686	- -	0.98%
25	FEDERAL REALTY INVS TRUST アメリカ	投資証券	16,150	16,589.60 267,922,139	16,938.90 273,563,273	- -	0.93%
26	DIGITAL REALTY TRUST INC アメリカ	投資証券	31,940	8,418.82 268,897,115	8,017.94 256,093,182	- -	0.87%
27	UDR INC アメリカ	投資証券	60,900	4,125.17 251,223,107	4,145.41 252,455,883	- -	0.86%
28	EXTRA SPACE STORAGE INC アメリカ	投資証券	26,120	8,542.94 223,141,611	9,033.83 235,963,723	- -	0.81%
29	HAMMERSON PLC イギリス	投資証券	185,000	1,222.60 226,181,702	1,267.03 234,400,920	- -	0.80%
30	AMERICAN REALTY CAPITAL PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	212,700	1,052.16 223,795,510	1,066.74 226,896,448	- -	0.77%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

種類	投資比率
投資信託受益証券	10.96%
投資証券	88.41%
合計	99.37%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	US T N/B 0.625 08/31/17 アメリカ	国債証券	2,356,760,000	99.77 2,351,410,154	99.69 2,349,477,611	0.625000 2017/8/31	1.33%
2	US T N/B 3.625 08/15/19 アメリカ	国債証券	2,108,680,000	109.04 2,299,431,192	108.75 2,293,189,500	3.625000 2019/8/15	1.30%
3	US T N/B 3.25 12/31/16 アメリカ	国債証券	1,959,832,000	104.17 2,041,654,986	103.80 2,034,462,402	3.250000 2016/12/31	1.15%
4	US T N/B 0.875 04/30/17 アメリカ	国債証券	1,786,176,000	100.51 1,795,303,359	100.37 1,792,927,745	0.875000 2017/4/30	1.01%
5	US T N/B 8.125 08/15/19 アメリカ	国債証券	1,364,440,000	127.32 1,737,205,008	126.51 1,726,221,266	8.125000 2019/8/15	0.98%
6	US T N/B 0.875 01/31/18 アメリカ	国債証券	1,724,156,000	100.03 1,724,768,802	99.93 1,723,000,815	0.875000 2018/1/31	0.97%
7	US T N/B 2.0 02/15/25 アメリカ	国債証券	1,724,156,000	97.66 1,683,972,125	97.75 1,685,362,490	2.000000 2025/2/15	0.95%
8	US T N/B 3.625 02/15/20 アメリカ	国債証券	1,474,835,600	109.43 1,614,015,835	109.12 1,609,414,348	3.625000 2020/2/15	0.91%
9	US T N/B 0.625 05/31/17 アメリカ	国債証券	1,525,692,000	100.01 1,525,859,826	99.86 1,523,601,801	0.625000 2017/5/31	0.86%
10	US T N/B 1.75 05/15/22 アメリカ	国債証券	1,459,950,800	98.47 1,437,701,149	98.43 1,437,073,370	1.750000 2022/5/15	0.81%
11	US T N/B 0.75 03/31/18 アメリカ	国債証券	1,438,864,000	99.53 1,432,115,727	99.44 1,430,820,750	0.750000 2018/3/31	0.81%
12	US T N/B 2.0 05/31/21 アメリカ	国債証券	1,347,074,400	100.92 1,359,480,955	100.93 1,359,696,487	2.000000 2021/5/31	0.77%
13	US T N/B 3.125 10/31/16 アメリカ	国債証券	1,302,420,000	103.65 1,349,984,378	103.28 1,345,204,497	3.125000 2016/10/31	0.76%
14	US T N/B 2.375 07/31/17 アメリカ	国債証券	1,302,420,000	103.53 1,348,408,450	103.23 1,344,592,359	2.375000 2017/7/31	0.76%
15	US T N/B 1.375 02/28/19 アメリカ	国債証券	1,240,400,000	100.46 1,246,205,072	100.31 1,244,270,048	1.375000 2019/2/28	0.70%
16	US T N/B 1.0 11/30/19 アメリカ	国債証券	1,240,400,000	97.96 1,215,145,456	97.92 1,214,612,084	1.000000 2019/11/30	0.69%
17	US T N/B 2.375 08/15/24 アメリカ	国債証券	1,117,600,400	101.15 1,130,519,860	101.12 1,130,173,404	2.375000 2024/8/15	0.64%
18	US T N/B 0.75 12/31/17 アメリカ	国債証券	1,116,360,000	99.79 1,114,037,971	99.69 1,112,999,756	0.750000 2017/12/31	0.63%
19	ITALY BTPS 4.0 02/01/17 イタリア	国債証券	992,332,500	105.86 1,050,522,877	105.86 1,050,582,417	4.000000 2017/2/1	0.59%
20	US T N/B 1.5 03/31/19 アメリカ	国債証券	1,041,936,000	100.83 1,050,636,165	100.70 1,049,333,745	1.500000 2019/3/31	0.59%
21	US T N/B 4.875 08/15/16 アメリカ	国債証券	992,320,000	105.19 1,043,871,024	104.62 1,038,175,107	4.875000 2016/8/15	0.59%
22	US T N/B 2.0 08/31/21 アメリカ	国債証券	955,108,000	100.66 961,449,917	100.62 961,106,078	2.000000 2021/8/31	0.54%

23	US T N/B 2.0 02/15/22 アメリカ	国債証券	956,348,400	100.33 959,552,167	100.34 959,628,675	2.000000 2022/2/15	0.54%
24	US T N/B 3.5 05/15/20 アメリカ	国債証券	857,116,400	109.01 934,419,728	108.72 931,874,092	3.500000 2020/5/15	0.53%
25	FRANCE OAT 3.75 04/25/17 フランス	国債証券	864,727,500	107.19 926,970,585	106.84 923,874,861	3.750000 2017/4/25	0.52%
26	US T N/B 2.75 11/15/23 アメリカ	国債証券	880,684,000	104.59 921,133,816	104.56 920,860,804	2.750000 2023/11/15	0.52%
27	ITALY BTPS 4.5 03/01/19 イタリア	国債証券	800,925,000	113.06 905,525,805	114.24 915,056,812	4.500000 2019/3/1	0.52%
28	US T N/B 4.625 11/15/16 アメリカ	国債証券	868,280,000	105.83 918,978,869	105.29 914,264,108	4.625000 2016/11/15	0.52%
29	US T N/B 3.25 03/31/17 アメリカ	国債証券	868,280,000	104.70 909,149,939	104.33 905,954,669	3.250000 2017/3/31	0.51%
30	US T N/B 3.0 02/28/17 アメリカ	国債証券	868,280,000	104.14 904,261,523	103.78 901,109,666	3.000000 2017/2/28	0.51%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

種類	投資比率
国債証券	98.40%
合計	98.40%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

平成27年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国	株式 コンピュータ・周辺機器	8,630	153,291.50 1,322,905,702	129,154.50 1,114,603,335	- -	3.05%
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR 台湾	株式 半導体・半導体製造装置	1,926,083	559.63 1,077,900,158	544.30 1,048,376,607	- -	2.87%
3	TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 インターネットソフトウェア・サービス	403,200	2,538.34 1,023,462,384	2,284.80 921,231,360	- -	2.52%
4	CHINA MOBILE LIMITED 香港	株式 無線通信サービス	480,000	1,717.09 824,206,398	1,598.40 767,232,000	- -	2.10%
5	CHINA CONSTRUCTION BANK 中国	株式 商業銀行	6,577,530	121.86 801,539,740	100.63 661,962,619	- -	1.81%
6	NASPERS LTD 南アフリカ	株式 メディア	31,026	17,979.97 557,846,768	17,301.79 536,805,584	- -	1.47%
7	IND & COMM BK OF CHINA - H 中国	株式 商業銀行	5,772,235	108.20 624,601,913	85.75 495,026,873	- -	1.35%
8	BANK OF CHINA LTD 中国	株式 商業銀行	6,221,200	85.80 533,806,426	67.52 420,055,424	- -	1.15%
9	HON HAI PRECISION INDUSTRY 台湾	株式 電子装置・機器・部品	1,044,781	364.92 381,262,140	357.23 373,234,430	- -	1.02%
10	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP インド	株式 貯蓄・抵当・不動産金融	117,374	2,544.27 298,631,215	2,604.80 305,736,968	- -	0.84%
11	INFOSYS LTD インド	株式 情報技術サービス	144,500	2,115.02 305,620,931	2,086.50 301,499,250	- -	0.82%
12	AMERICA MOVIL SAB DE CV メキシコ	株式 無線通信サービス	2,562,278	128.64 329,621,590	116.58 298,726,767	- -	0.82%
13	PING AN INSURANCE GROUP CO-H 中国	株式 保険	408,000	869.43 354,729,999	716.00 292,128,000	- -	0.80%
14	OAO GAZPROM ADR ロシア	株式 石油・ガス・消耗燃料	470,714	706.94 332,768,425	577.53 271,851,568	- -	0.74%
15	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD 中国	株式 保険	583,000	613.93 357,926,776	462.40 269,579,200	- -	0.74%
16	MTN GROUP LTD 南アフリカ	株式 無線通信サービス	129,742	2,234.24 289,875,317	2,015.65 261,515,500	- -	0.72%

17	AMBEV SA ブラジル	株式 飲料	368,695	697.09 257,015,238	695.50 256,430,985	- -	0.70%
18	ITAU UNIBANCO HOLDING SA ブラジル	株式 商業銀行	237,608	1,217.30 289,240,563	1,076.18 255,709,642	- -	0.70%
19	CNOOC LTD 香港	株式 石油・ガス・ 消耗燃料	1,403,000	211.24 296,382,546	155.52 218,194,560	- -	0.60%
20	PETRO CHINA CO LTD 中国	株式 石油・ガス・ 消耗燃料	1,658,000	168.02 278,578,068	124.64 206,653,120	- -	0.57%
21	LUKOIL SPON ADR ロシア	株式 石油・ガス・ 消耗燃料	40,874	6,123.60 250,296,283	5,050.90 206,450,846	- -	0.56%
22	RELIANCE INDUSTRIES LTD インド	株式 石油・ガス・ 消耗燃料	102,149	1,813.80 185,278,028	1,950.29 199,220,428	- -	0.54%
23	BANCO BRADESCO SA PREF ブラジル	株式 商業銀行	197,378	1,127.43 222,531,187	994.89 196,371,174	- -	0.54%
24	HYUNDAI MOTOR CO 韓国	株式 自動車	12,070	17,821.57 215,106,389	15,945.00 192,456,150	- -	0.53%
25	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL COR 中国	株式 石油・ガス・ 消耗燃料	2,007,200	111.70 224,218,352	94.24 189,158,528	- -	0.52%
26	SASOL LTD 南アフリカ	株式 石油・ガス・ 消耗燃料	43,212	4,557.23 196,927,432	4,238.94 183,173,308	- -	0.50%
27	TATA CONSULTANCY SERVICES LTD インド	株式 情報技術サー ビス	37,015	4,839.06 179,117,898	4,837.26 179,051,456	- -	0.49%
28	SK HYNIX INC 韓国	株式 半導体・半導 体製造装置	45,831	4,722.33 216,429,298	3,667.34 168,078,317	- -	0.46%
29	GRUPO TELEVISIA SAB メキシコ	株式 メディア	193,300	811.66 156,894,090	851.17 164,531,624	- -	0.45%
30	FOMENTO ECONOMICO MEXICANO SAB DE CV メキシコ	投資信託受益 証券 -	145,300	1,095.48 159,174,111	1,128.73 164,004,992	- -	0.45%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

種類	投資比率
株式	96.45%
投資信託受益証券	0.74%
投資証券	0.26%
合計	97.44%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

平成27年7月31日現在

業種	国内/外国	投資比率
商業銀行	外国	17.27%
石油・ガス・消耗燃料		7.76%
無線通信サービス		5.63%
コンピュータ・周辺機器		4.74%
半導体・半導体製造装置		4.74%
保険		4.33%
インターネットソフトウェア・サービス		2.93%
金属・鉱業		2.80%
情報技術サービス		2.40%
食品		2.37%
不動産管理・開発		2.36%
電子装置・機器・部品		2.30%
自動車		2.29%
メディア		2.29%
コングロマリット		2.04%
化学		2.02%
食品・生活必需品小売り		1.97%
各種金融サービス		1.84%
医薬品		1.80%
各種電気通信サービス		1.67%
電力		1.28%
資本市場		1.27%
飲料		1.17%
建設・土木		1.17%
独立系発電事業者・エネルギー販売業者		1.05%
運送インフラ		1.03%
建設資材		0.93%
パーソナル用品		0.93%
貯蓄・抵当・不動産金融		0.89%
家庭用耐久財		0.78%
複合小売り		0.74%
タバコ		0.73%
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス		0.72%
自動車部品		0.71%
機械		0.70%
家庭用品		0.70%
繊維・アパレル・贅沢品		0.62%
専門小売り		0.56%

ガス	0.52%
ホテル・レストラン・レジャー	0.49%
紙製品・林産品	0.39%
電気設備	0.30%
旅客航空輸送業	0.29%
水道	0.28%
不動産投資信託	0.28%
航空宇宙・防衛	0.26%
商社・流通業	0.26%
商業サービス・用品	0.20%
海運業	0.18%
ソフトウェア	0.17%
消費者金融	0.15%
エネルギー設備・サービス	0.15%
陸運・鉄道	0.15%
各種消費者サービス	0.14%
容器・包装	0.13%
航空貨物・物流サービス	0.11%
総合公益事業	0.11%
レジャー用品	0.09%
建設関連製品	0.07%
販売	0.07%
通信機器	0.05%
ヘルスケア機器・用品	0.03%
ライフサイエンス・ツール/サービス	0.03%
インターネット販売・カタログ販売	0.02%
合計	96.45%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

エマージング債券パッシブ・マザーファンド

平成27年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	RUSSIAN FEDERATION 03/31/30 ロシア	国債証券	2,488,552,500	117.93 2,934,986,569	116.72 2,904,762,901	7.500000 2030/3/31	4.97%
2	BRAZIL 4.25 01/07/25 ブラジル	国債証券	1,203,188,000	98.19 1,181,422,081	94.67 1,139,118,239	4.250000 2025/1/7	1.95%
3	RUSSIAN FEDERATION 11.0 07/24/18 ロシア	国債証券	818,664,000	122.61 1,003,845,796	119.92 981,823,735	11.000000 2018/7/24	1.68%
4	UNITED MEXICAN STATES 4.0 10/02/23 メキシコ	国債証券	855,876,000	104.62 895,460,265	103.15 882,836,094	4.000000 2023/10/2	1.51%
5	UNITED MEXICAN STATES 4.75 03/08/44 メキシコ	国債証券	880,684,000	103.20 908,918,605	97.50 858,666,900	4.750000 2044/3/8	1.47%
6	TURKEY 7.375 02/05/25 トルコ	国債証券	707,028,000	122.58 866,698,490	118.20 835,707,096	7.375000 2025/2/5	1.43%
7	UNITED MEXICAN STATES 6.05 01/11/40 メキシコ	国債証券	682,220,000	121.99 832,264,986	116.00 791,375,200	6.050000 2040/1/11	1.35%
8	RUSSIA FOREIGN BOND 5.0 04/29/20 ロシア	国債証券	769,048,000	103.96 799,566,801	102.30 786,774,556	5.000000 2020/4/29	1.35%
9	TURKEY 6.25 09/26/22 トルコ	国債証券	669,816,000	113.19 758,169,692	110.67 741,292,065	6.250000 2022/9/26	1.27%
10	COLOMBIA 7.375 03/18/19 コロンビア	国債証券	632,604,000	118.04 746,776,618	116.20 735,085,848	7.375000 2019/3/18	1.26%
11	TURKEY 6.75 04/03/18 トルコ	国債証券	645,008,000	110.57 713,190,307	109.81 708,315,535	6.750000 2018/4/3	1.21%
12	UNITED MEXICAN STATES 3.625 03/15/22 メキシコ	国債証券	682,220,000	102.69 700,633,738	101.60 693,135,520	3.625000 2022/3/15	1.19%
13	BRAZIL 4.875 01/22/21 ブラジル	国債証券	669,816,000	106.23 711,574,066	103.45 692,924,652	4.875000 2021/1/22	1.19%
14	PERU 8.75 11/21/33 ペルー	国債証券	458,948,000	156.97 720,419,358	149.20 684,750,416	8.750000 2033/11/21	1.17%
15	INDONESIA 11.625 03/04/19 インドネシア	国債証券	520,968,000	132.38 689,662,400	130.94 682,181,547	11.625000 2019/3/4	1.17%
16	PHILIPPINES 6.375 10/23/34 フィリピン	国債証券	496,160,000	138.27 686,077,644	134.13 665,499,408	6.375000 2034/10/23	1.14%
17	TURKEY 6.0 01/14/41 トルコ	国債証券	632,604,000	109.94 695,531,972	104.39 660,406,945	6.000000 2041/1/14	1.13%
18	HUNGARY 6.375 03/29/21 ハンガリー	国債証券	570,584,000	116.42 664,299,941	114.55 653,609,677	6.375000 2021/3/29	1.12%
19	TURKEY 6.875 03/17/36 トルコ	国債証券	570,584,000	119.99 684,689,636	114.33 652,405,745	6.875000 2036/3/17	1.12%

20	COLOMBIA 6.125 01/18/41 コロンビア	国債証券	595,392,000	116.60 694,270,486	108.50 646,000,320	6.125000 2041/1/18	1.11%
21	UNITED MEXICAN STATES 5.55 01/21/45 メキシコ	国債証券	595,392,000	112.36 669,022,144	108.12 643,767,600	5.550000 2045/1/21	1.10%
22	PHILIPPINES 7.75 01/14/31 フィリピン	国債証券	434,140,000	148.62 645,259,181	145.75 632,780,757	7.750000 2031/1/14	1.08%
23	UNITED MEXICAN STATES 5.625 01/15/17 メキシコ	国債証券	595,392,000	107.01 637,150,066	105.95 630,817,824	5.625000 2017/1/15	1.08%
24	UNITED MEXICAN STATES 3.6 01/30/25 メキシコ	国債証券	620,200,000	102.33 634,700,276	99.37 616,323,750	3.600000 2025/1/30	1.05%
25	PERU 5.625 11/18/50 ペルー	国債証券	545,776,000	118.88 648,825,951	112.07 611,678,452	5.625000 2050/11/18	1.05%
26	BRAZIL 5.0 01/27/45 ブラジル	国債証券	719,432,000	93.38 671,862,660	84.75 609,718,620	5.000000 2045/1/27	1.04%
27	COLOMBIA 4.375 07/12/21 コロンビア	国債証券	570,584,000	106.23 606,133,864	104.40 595,689,696	4.375000 2021/7/12	1.02%
28	RUSSIAN FEDERATION 12.75 06/24/28 ロシア	国債証券	384,524,000	158.56 609,739,706	154.35 593,551,246	12.750000 2028/6/24	1.02%
29	COLOMBIA 5.625 02/26/44 コロンビア	国債証券	570,584,000	110.19 628,733,952	102.00 581,995,680	5.625000 2044/2/26	1.00%
30	UNITED MEXICAN STATES 5.75 10/12/2110 メキシコ	国債証券	570,584,000	107.08 611,021,040	100.50 573,436,920	5.750000 2110/10/12	0.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

種類	投資比率
国債証券	96.86%
合計	96.86%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

平成27年7月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 （円）	評価金額 （円）	投資 比率
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX X 先物 2709月	買建	454	7,456,312,096	7,536,400,000	2.26%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

J-REITインデックスファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
為替予約取引	-	アメリカ・ドル売/円 買2015年08月	売建	5,650,000	700,862,570	700,769,500	0.23%
		ユーロ売/円買201 5年08月	売建	850,000	115,388,180	115,387,500	0.04%
		イギリス・ポンド売/ 円買2015年08月	売建	340,000	65,765,078	65,762,800	0.02%
		オーストラリア・ドル 売/円買2015年0 8月	売建	300,000	27,175,500	27,174,000	0.01%
		カナダ・ドル売/円買 2015年08月	売建	280,000	26,728,912	26,728,800	0.01%
株価指数先物 取引	シカゴ商品 取引所	S & P 5 0 0 F U T U R E S e p 1 5	買建	66	4,234,592,257	4,305,558,642	1.40%
	E U R E X 取引所	D J E U R O S T O X X 5 0 S e p 1 5	買建	262	1,252,291,035	1,272,569,370	0.41%
	I C E - E U	F T S E 1 0 0 I N D E X F U T U R E S e p 1 5	買建	45	566,554,809	576,518,904	0.19%
	シドニー先 物取引所	S P I 2 0 0 F U T U R E S S e p 1 5	買建	22	276,063,752	279,776,497	0.09%
	モントリ オール取引 所	S & P / T S E 6 0 I X F U T S e p 1 5	買建	15	237,888,327	241,987,809	0.08%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
為替予約取引	-	アメリカ・ドル売/円買2015年08月	売建	602,505,600	73,701,143,732	74,728,769,568	42.28%
		ユーロ売/円買2015年08月	売建	513,895,000	70,064,958,195	69,761,246,250	39.47%
		イギリス・ポンド売/円買2015年08月	売建	78,383,000	15,074,226,645	15,160,056,030	8.58%
		カナダ・ドル売/円買2015年08月	売建	39,299,700	3,848,580,321	3,751,156,365	2.12%
		オーストラリア・ドル売/円買2015年08月	売建	31,259,900	2,933,147,677	2,831,209,143	1.60%
		メキシコ・ペソ売/円買2015年08月	売建	227,532,000	1,769,163,689	1,736,069,160	0.98%
		デンマーク・クローネ売/円買2015年08月	売建	68,128,100	1,245,722,308	1,239,250,139	0.70%
		ポーランド・ズロチ売/円買2015年08月	売建	31,251,900	1,015,484,187	1,023,499,725	0.58%
		南アフリカ・ランド売/円買2015年08月	売建	93,509,200	936,538,049	912,649,792	0.52%
		スウェーデン・クローナ売/円買2015年08月	売建	59,769,100	881,594,225	860,675,040	0.49%
		マレーシア・リングギット売/円買2015年08月	売建	25,370,000	828,333,037	824,271,300	0.47%
		シンガポール・ドル売/円買2015年08月	売建	7,044,500	639,522,843	636,188,795	0.36%
ノルウェー・クローネ売/円買2015年08月	売建	31,372,100	487,334,554	477,169,641	0.27%		

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

平成27年7月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
為替予約取引	-	アメリカ・ドル買/円 売2015年08月	買建	420,000	52,095,036	52,092,600	0.14%
		アメリカ・ドル売/円 買2015年08月	売建	8,100,000	1,005,015,600	1,004,643,000	2.75%
株価指数先物 取引	ICE-US	MINI MSCI EMG MKT Sep 15	買建	175	1,006,350,784	964,984,685	2.64%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

エマージング債券パッシブ・マザーファンド

平成27年7月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
為替予約取引	-	アメリカ・ドル売/円 買2015年08月	売建	2,100,000	260,559,600	260,463,000	0.45%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

該当事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

<< 参考情報 >>

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

(ご参考)

【データの基準日:2015年7月31日】

■国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、当該資産の発行体の国または地域別です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率(%)
国債証券	81.13
内 日本	81.13
地方債証券	6.66
内 日本	6.66
特殊債証券	6.31
内 日本	6.31
社債券	5.37
内 日本	5.30
内 アメリカ	0.07
コールローン、その他の資産(負債控除後)	0.52
純資産総額	100.00

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	利率(%)	償還日	投資比率
1	122回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.100000	2019/12/20	1.20%
2	123回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.100000	2020/3/20	1.20%
3	114回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.300000	2018/9/20	1.09%
4	118回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.200000	2019/6/20	1.08%
5	117回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.200000	2019/3/20	1.08%

■国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、当該資産の発行体の国または地域別です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率(%)
株式	97.67
内 日本	97.67
コールローン、その他の資産(負債控除後)	2.33
純資産総額	100.00

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	業種	投資比率
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	4.57%
2	三菱UFJフィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	2.86%
3	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.66%
4	みずほフィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.49%
5	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	1.48%

組入上位5業種(国内株式)

順位	業種	投資比率
1	電気機器	11.55%
2	輸送用機器	10.76%
3	銀行業	9.51%
4	情報・通信業	6.86%
5	化学	5.76%

その他資産の投資状況

資産の種類	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	2.26

■為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、当該資産の発行体の国または地域別です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率(%)
国債証券	98.40
内 アメリカ	42.12
内 イタリア	9.64
内 フランス	9.49
内 イギリス	8.55
内 ドイツ	7.43
内 その他	21.17
コールローン、その他の資産(負債控除後)	1.60
純資産総額	100.00

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	利率(%)	償還日	投資比率
1	US T N/B 0.625 08/31/17	国債証券	アメリカ	0.625000	2017/8/31	1.33%
2	US T N/B 3.625 08/15/19	国債証券	アメリカ	3.625000	2019/8/15	1.30%
3	US T N/B 3.25 12/31/16	国債証券	アメリカ	3.250000	2016/12/31	1.15%
4	US T N/B 0.875 04/30/17	国債証券	アメリカ	0.875000	2017/4/30	1.01%
5	US T N/B 8.125 08/15/19	国債証券	アメリカ	8.125000	2019/8/15	0.98%

その他資産の投資状況

資産の種類	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	△98.40

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

【データの基準日:2015年7月31日】

■外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、当該資産の発行体の国または地域別です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率(%)
株式	95.21
内 アメリカ	56.98
内 イギリス	7.92
内 スイス	4.18
内 フランス	3.69
内 ドイツ	3.67
内 その他	18.77
投資信託受益証券	0.28
内 オーストラリア	0.25
内 シンガポール	0.04
投資証券	2.06
内 アメリカ	1.71
内 イギリス	0.15
内 フランス	0.14
内 香港	0.05
内 カナダ	0.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.45
純資産総額	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	△0.30
株価指数先物取引(買建)	2.17

■J-REITインデックスファンド・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、当該資産の発行体の国または地域別です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率(%)
投資証券	98.90
内 日本	98.90
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1.10
純資産総額	100.00

■外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、当該資産の発行体の国または地域別です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	10.96
内 オーストラリア	7.87
内 シンガポール	3.10
投資証券	88.41
内 アメリカ	69.79
内 イギリス	7.25
内 フランス	4.91
内 カナダ	1.96
内 香港	1.69
内 その他	2.81
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	0.63
純資産総額	100.00

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	業種	投資比率
1	APPLE INC	株式	アメリカ	コンピュータ・周辺機器	2.23%
2	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	1.14%
3	EXXON MOBIL CORP	株式	アメリカ	石油・ガス・消耗燃料	1.09%
4	WELLS FARGO & CO	株式	アメリカ	商業銀行	0.89%
5	JOHNSON & JOHNSON	株式	アメリカ	医薬品	0.87%

組入上位5業種(外国株式)

順位	業種	投資比率
1	商業銀行	9.39%
2	医薬品	7.63%
3	石油・ガス・消耗燃料	6.40%
4	保険	4.24%
5	メディア	3.13%

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	発行体の国/地域	投資比率
1	日本ビルファンド投資法人	日本	7.41%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	6.90%
3	日本リートファンド投資法人	日本	5.59%
4	ユナイテッドアーバン投資法人	日本	4.51%
5	日本プロロジスリート投資法人	日本	4.01%

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	発行体の国/地域	投資比率
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	5.79%
2	PUBLIC STORAGE	アメリカ	2.94%
3	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	2.70%
4	UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	2.62%
5	HEALTH CARE REIT INC	アメリカ	2.41%

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

【データの基準日:2015年7月31日】

■エマーシング債券パッシブ・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、当該資産の発行体の国または地域別です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率(%)
国債証券	96.86
内 トルコ	14.52
内 メキシコ	13.65
内 ロシア	12.67
内 ブラジル	10.15
内 インドネシア	9.29
内 その他	36.58
コールローン、その他の資産(負債控除後)	3.14
純資産総額	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	△0.45

■エマーシング株式パッシブ・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、当該資産の発行体の国または地域別です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率(%)
株式	96.45
内 韓国	13.95
内 中国	12.62
内 台湾	12.06
内 インド	8.18
内 南アフリカ	7.59
内 その他	42.05
投資信託受益証券	0.74
内 メキシコ	0.74
投資証券	0.26
内 メキシコ	0.14
内 南アフリカ	0.06
内 トルコ	0.05
コールローン、その他の資産(負債控除後)	2.56
純資産総額	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	0.14
為替予約取引(売建)	△2.75
株価指数先物取引(買建)	2.64

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにベンチマークはありません。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	利率(%)	償還日	投資比率
1	RUSSIAN FEDERATION 03/31/30	国債証券	ロシア	7.500000	2030/3/31	4.97%
2	BRAZIL 4.25 01/07/25	国債証券	ブラジル	4.250000	2025/1/7	1.95%
3	RUSSIAN FEDERATION 11.0 07/24/18	国債証券	ロシア	11.000000	2018/7/24	1.68%
4	UNITED MEXICAN STATES 4.0 10/02/23	国債証券	メキシコ	4.000000	2023/10/2	1.51%
5	UNITED MEXICAN STATES 4.75 03/08/44	国債証券	メキシコ	4.750000	2044/3/8	1.47%

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	業種	投資比率
1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	韓国	コンピュータ・周辺機器	3.05%
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	2.87%
3	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン/中国	インターネットソフトウェアサービス	2.52%
4	CHINA MOBILE LIMITED	株式	香港	無線通信サービス	2.10%
5	CHINA CONSTRUCTION BANK	株式	中国	商業銀行	1.81%

組入上位5業種(外国株式)

順位	業種	投資比率
1	商業銀行	17.27%
2	石油・ガス・消耗燃料	7.76%
3	無線通信サービス	5.63%
4	コンピュータ・周辺機器	4.74%
5	半導体・半導体製造装置	4.74%

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ○委託会社ホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は、委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

当初自己設定

受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・お申込単位

1円以上1円単位(当初元本1口 = 1円)

収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

・お申込手数料

ありません。

・払込期日

当初自己設定

委託会社は自らが指定する口座を経由して、当初自己設定にかかる発行価額の総額を受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

継続申込期間

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合に

は、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されません。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

1口単位とします。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、平成27年10月30日（設定日）から原則として無期限です。

下記(5)その他 イ．償還規定の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

a. 計算期間は、原則として毎年1月12日から翌年1月11日までとします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成28年1月12日までとします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ．償還規定

a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ．償還規定c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ．信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ．信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ．信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがいます。

- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。
- j. 上記b. に該当しない場合の約款変更については、「運用報告書」にてお知らせいたします。

八. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年1月11日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。

販売会社は、自動けいぞく投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、平成27年10月30日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

ファンドの会計監査は、監査法人により行われる予定であり、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間ごとに作成する有価証券報告書および計算期間の半期に作成する半期報告書に記載されます。

委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産総額	334,349,814,193円
負債総額	1,392,734,640円
純資産総額（ - ）	332,957,079,553円
発行済数量	139,901,517,046口
1口当たり純資産額（ / ）	2.3799円

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産総額	424,825,443,690円
負債総額	6,583,061,000円
純資産総額（ - ）	418,242,382,690円
発行済数量	340,506,370,999口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2283円

J - R E I Tインデックスファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産総額	23,533,068,990円
負債総額	85,057,364円
純資産総額（ - ）	23,448,011,626円
発行済数量	14,104,450,365口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6625円

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産総額	307,804,103,320円
負債総額	552,927,603円
純資産総額（ - ）	307,251,175,717円
発行済数量	100,894,274,261口
1口当たり純資産額（ / ）	3.0453円

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産総額	29,355,396,586円
負債総額	45,353,125円
純資産総額（ - ）	29,310,043,461円
発行済数量	25,055,254,349口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1698円

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産総額	177,988,984,329円
負債総額	1,225,967,759円
純資産総額（ - ）	176,763,016,570円
発行済数量	135,269,113,851口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3068円

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産総額	37,884,364,639円
負債総額	1,324,245,498円
純資産総額（ - ）	36,560,119,141円
発行済数量	35,461,373,304口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0310円

エマージング債券パッシブ・マザーファンド

平成27年7月31日現在

資産総額	58,858,910,364円
負債総額	435,546,000円
純資産総額（ - ）	58,423,364,364円
発行済数量	31,315,412,668口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8656円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行する株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5カ年の資本金の変動

該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

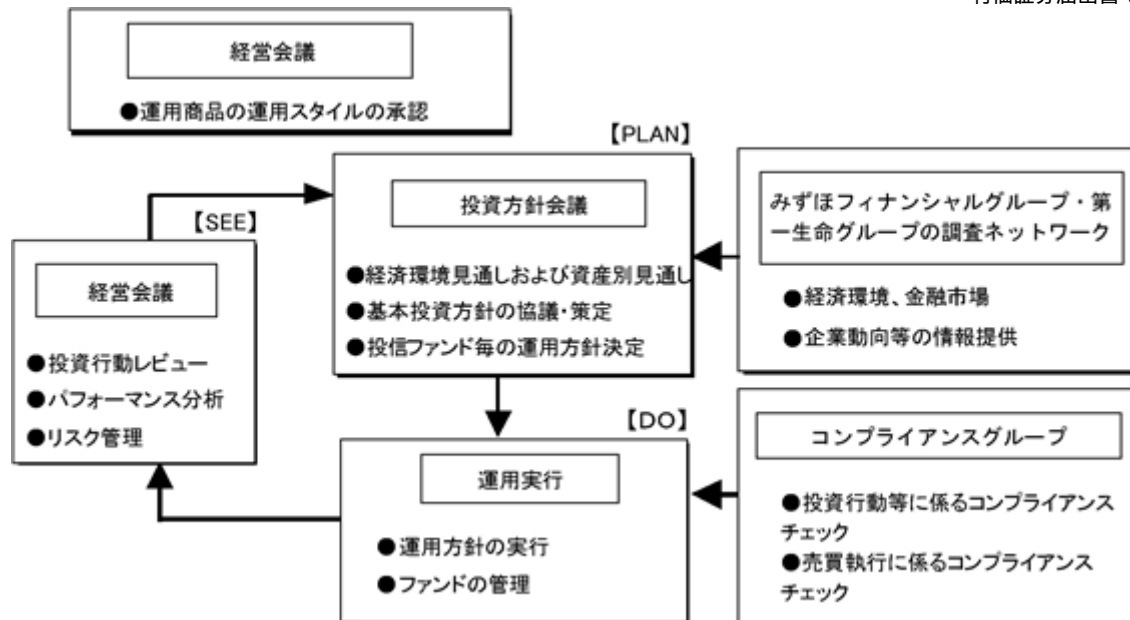
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



上記体制は平成27年7月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に基づく登録を受けて、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

平成27年7月31日現在、委託会社の運用する投資信託は375本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	6	23,992,674,369
追加型株式投資信託	339	5,904,571,221,646
単位型公社債投資信託	30	246,332,588,361
追加型公社債投資信託	0	0
合計	375	6,174,896,484,376

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第30期事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	11,487,360	12,051,921
金銭の信託	10,952,459	14,169,657
前払費用	64,554	57,309
未収委託者報酬	3,854,410	4,622,292
未収運用受託報酬	1,415,502	1,737,052
未収投資助言報酬	2 255,218	2 312,206
未収収益	275,082	260,845
繰延税金資産	401,327	411,797
その他	23,246	46,782
流動資産計	28,729,163	33,669,865
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 122,181	1 138,967
車両運搬具	1 1,615	1 941
器具備品	1 140,023	1 243,908
建設仮勘定	29,509	49,116
無形固定資産		
商標権	1 195	1 101
ソフトウェア	1 1,188,444	1 1,702,633
ソフトウェア仮勘定	642,834	202,399
電話加入権	7,148	7,148
電信電話専用施設利用権	1 231	1 188
投資その他の資産		
投資有価証券	617,159	613,137
関係会社株式	2,119,074	2,316,596
繰延税金資産	622,698	582,861
差入保証金	731,197	733,907
その他	88,154	96,862
固定資産計	6,310,469	6,688,771
資産合計	35,039,633	40,358,637

（単位：千円）

	第29期 （平成26年3月31日現在）	第30期 （平成27年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	760,493	1,605,579
未払金	1,972,562	2,515,377
未払償還金	51,109	49,873
未払手数料	1,554,065	1,836,651
その他未払金	367,387	628,852
未払費用	2 1,466,924	2 2,196,267
未払法人税等	1,721,861	1,539,263
未払消費税等	195,272	671,243
賞与引当金	668,366	722,343
その他	10,000	30,000
流動負債計	6,795,481	9,280,074
固定負債		
退職給付引当金	947,759	868,928
役員退職慰労引当金	136,010	110,465
固定負債計	1,083,769	979,394
負債合計	7,879,251	10,259,468
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	22,488,744	25,417,784
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	17,130,000	19,480,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	4,735,451	5,314,491
株主資本計	26,917,222	29,846,262
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	243,159	252,905
評価・換算差額等計	243,159	252,905
純資産合計	27,160,381	30,099,168
負債・純資産合計	35,039,633	40,358,637

（ 2 ） 【 損益計算書 】

（ 単位：千円 ）

	第29期 （ 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 ）		第30期 （ 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日 ）	
営業収益				
委託者報酬	25,437,511		28,170,831	
運用受託報酬	6,328,414		7,064,021	
投資助言報酬	926,837		1,032,659	
その他営業収益	835,020		828,240	
営業収益計		33,527,783		37,095,752
営業費用				
支払手数料	11,284,530		12,416,659	
広告宣伝費	316,226		527,620	
公告費	319		288	
調査費	5,226,606		6,317,052	
調査費	3,635,440		4,129,778	
委託調査費	1,591,166		2,187,273	
委託計算費	356,496		385,121	
営業雑経費	540,260		488,963	
通信費	32,834		34,089	
印刷費	466,075		414,215	
協会費	25,048		24,177	
諸会費	38		37	
支払販売手数料	16,264		16,443	
営業費用計		17,724,440		20,135,705
一般管理費				
給料	5,009,676		5,260,910	
役員報酬	255,603		242,666	
給料・手当	4,171,884		4,378,307	
賞与	582,188		639,936	
交際費	34,917		37,625	
寄付金	2,515		2,697	
旅費交通費	232,436		242,164	
租税公課	103,775		127,947	
不動産賃借料	683,633		686,770	
退職給付費用	221,376		218,863	
固定資産減価償却費	561,503		628,056	
福利厚生費	32,812		33,310	
修繕費	9,184		13,807	
賞与引当金繰入額	668,366		722,343	
役員退職慰労引当金繰入額	47,298		50,327	
役員退職慰労金	6,528		25,501	
機器リース料	35		87	
事務委託費	215,100		231,303	
事務用消耗品費	67,394		67,208	
器具備品費	3,191		5,869	
諸経費	118,672		135,032	
一般管理費計		8,018,417		8,489,827
営業利益		7,784,925		8,470,220

（単位：千円）

	第29期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）		第30期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金	15,024		17,346	
受取利息	2,318		2,404	
時効成立分配金・償還金	33,872		974	
為替差益	-		652	
雑収入	4,746		1,822	
営業外収益計		55,962		23,200
営業外費用				
為替差損	7,364		-	
金銭の信託運用損	213,744		163,033	
時効成立後支払分配金・償還金	-		65	
外国税支払損失	-		47,515	
雑損失	10,952		-	
営業外費用計		232,061		210,614
経常利益		7,608,826		8,282,806
特別損失				
固定資産除却損	1	22	1	12,988
固定資産売却損	2	1,448	2	-
ゴルフ会員権売却損		-		1,080
関係会社株式評価損		-		202,477
特別損失計		1,470		216,547
税引前当期純利益		7,607,355		8,066,259
法人税、住民税及び事業税		2,934,516		2,969,684
法人税等調整額		13,207		29,428
法人税等合計		2,921,308		2,940,256
当期純利益		4,686,047		5,126,003

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益 準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	16,330,000	300,000	200,000	3,945,403	20,898,697	25,327,175
会計方針の変 更による累積 的影響額									
会計方針の変更 を反映した当期 首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	16,330,000	300,000	200,000	3,945,403	20,898,697	25,327,175
当期変動額									
剰余金の配当							3,096,000	3,096,000	3,096,000
別途積立金の 積立				800,000			800,000	-	-
当期純利益							4,686,047	4,686,047	4,686,047
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	800,000	-	-	790,047	1,590,047	1,590,047
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,735,451	22,488,744	26,917,222

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	103,768	25,430,943
会計方針の変 更による累積 的影響額		
会計方針の変更 を反映した当期 首残高	103,768	25,430,943
当期変動額		
剰余金の配当		3,096,000
別途積立金の 積立		-
当期純利益		4,686,047
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	139,391	139,391
当期変動額合計	139,391	1,729,438
当期末残高	243,159	27,160,381

第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益 準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,735,451	22,488,744	26,917,222
会計方針の変 更による累積 的影響額							131,037	131,037	131,037
会計方針の変更 を反映した当期 首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,866,488	22,619,781	27,048,259
当期変動額									
剰余金の配当							2,328,000	2,328,000	2,328,000
別途積立金の 積立				2,350,000			2,350,000	-	-
当期純利益							5,126,003	5,126,003	5,126,003
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	2,350,000	-	-	448,003	2,798,003	2,798,003
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	243,159	27,160,381
会計方針の変 更による累積 的影響額		131,037
会計方針の変更 を反映した当期 首残高	243,159	27,291,419
当期変動額		
剰余金の配当		2,328,000
別途積立金の 積立		-
当期純利益		5,126,003
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	9,746	9,746
当期変動額合計	9,746	2,807,749
当期末残高	252,905	30,099,168

重要な会計方針

項目	第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。</p>
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 過去勤務費用：発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
7. 消費税等の処理方法	税抜方式によっております。

会計方針の変更

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が203,600千円減少し、繰越利益剰余金が131,037千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ9,168千円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第29期 （平成26年3月31日現在）	第30期 （平成27年3月31日現在）
建物	562,127	582,075
車両運搬具	3,308	3,981
器具備品	664,016	735,461
商標権	742	836
ソフトウェア	1,502,289	2,015,473
電信電話専用施設利用権	1,365	1,408

2. 関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。

（千円）

		第29期 （平成26年3月31日現在）	第30期 （平成27年3月31日現在）
流動資産	未収投資助言報酬	255,084	311,994
流動負債	未払費用	392,646	492,035

（損益計算書関係）

1. 固定資産除却損の内訳

（千円）

	第29期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）	第30期 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
器具備品	22	0
ソフトウェア	0	12,988

2. 固定資産売却損の内訳

（千円）

	第29期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）	第30期 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
器具備品	1,448	-

（株主資本等変動計算書関係）

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通 株式	3,096,000	129,000	平成25年3月31日	平成25年7月1日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,328,000	97,000	平成26年3月31日	平成26年7月1日

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通 株式	2,328,000	97,000	平成26年3月31日	平成26年7月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等でありませ

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替及び市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第29期（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	11,487,360	11,487,360	-
(2) 金銭の信託	10,952,459	10,952,459	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	536,913	536,913	-
資産計	22,976,732	22,976,732	-
(1) 未払法人税等	1,721,861	1,721,861	-
負債計	1,721,861	1,721,861	-

第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,051,921	12,051,921	-
(2) 金銭の信託	14,169,657	14,169,657	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	532,891	532,891	-
資産計	26,754,470	26,754,470	-
(1) 未払法人税等	1,539,263	1,539,263	-
負債計	1,539,263	1,539,263	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
非上場株式	80,246	80,246
関係会社株式	2,119,074	2,316,596
差入保証金	731,197	733,907

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

当事業年度において、関係会社株式について202,477千円の減損処理を行っております。

差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第29期（平成26年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	11,486,870	-	-	-
合計	11,486,870	-	-	-

第30期（平成27年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	12,051,921	-	-	-
合計	12,051,921	-	-	-

（注4）社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第29期の貸借対照表計上額2,119,074千円、第30期の貸借対照表計上額2,316,596千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

第29期（平成26年3月31日現在）

（千円）

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	522,887	146,101	376,785
債券	-	-	-
その他（投資信託）	4,551	3,000	1,551
小計	527,439	149,101	378,337
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	9,474	10,000	526
小計	9,474	10,000	526
合計	536,913	159,101	377,811

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第30期（平成27年3月31日現在）

（千円）

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	516,710	146,101	370,608
債券	-	-	-
その他（投資信託）	16,181	13,000	3,181
小計	532,891	159,101	373,789
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
合計	532,891	159,101	373,789

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

第29期（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	10,952,459	1,628,835

第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	14,169,657	2,544,066

2. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
退職給付債務の期首残高	936,125	1,079,828
会計方針の変更による累積的影響額	-	203,600
会計方針の変更を反映した期首残高	936,125	876,227
勤務費用	124,724	128,297
利息費用	14,405	7,798
数理計算上の差異の発生額	14,996	10,345
退職給付の支払額	34,684	49,633
過去勤務費用の発生額	24,260	-
退職給付債務の期末残高	1,079,828	973,035

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第29期	第30期
	(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,079,828	973,035
未積立退職給付債務	1,079,828	973,035
未認識数理計算上の差異	112,660	89,550
未認識過去勤務費用	19,408	14,556
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	947,759	868,928
退職給付引当金	947,759	868,928
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	947,759	868,928

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第29期	第30期
	(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
勤務費用	124,724	128,297
利息費用	14,405	7,798
数理計算上の差異の費用処理額	35,858	33,455
過去勤務費用の費用処理額	4,852	4,852
確定給付制度に係る退職給付費用	179,840	174,402

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	第29期	第30期
	(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
割引率	1.5%	0.89%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第29期事業年度41,536千円、第30期事業年度43,461千円であり
ます。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第29期	第30期
	(平成26年3月31日現在)	(平成27年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	123,518	118,238
未払事業所税	5,841	5,527
賞与引当金	238,205	239,095
未払法定福利費	31,036	30,557
未払確定拠出年金掛金	2,724	2,650
外国税支払損失	-	15,727
減価償却超過額（一括償却資産）	3,183	2,158
減価償却超過額	152,470	130,844
繰延資産償却超過額（税法上）	10,908	2,710
退職給付引当金	337,781	281,232
役員退職慰労引当金	48,474	35,724
ゴルフ会員権評価損	2,138	1,940
関係会社株式評価損	121,913	176,106
繰延税金資産合計	1,078,198	1,042,515
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	54,172	47,855
繰延税金負債合計	54,172	47,855
差引繰延税金資産の純額	1,024,025	994,659

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は89,582千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は94,466千円増加し、その他有価証券評価差額金は12,335千円増加しております。

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2．関連情報

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（1）サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	25,437,511	7,255,251	835,020	33,527,783

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（1）サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	28,170,831	8,096,680	828,240	37,095,752

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

(1) 親会社及び法人主要株主等

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その 他 の 関 係 会 社	第一生命保険株式会社	東京都千代田区	2,102 億円	生命保険業	(被所有) 直接 50%	兼務1名, 出向2名, 転籍3名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	801,412	未収投資 助言報酬	212,159

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その 他 の 関 係 会 社	第一生命保険株式会社	東京都千代田区	3,431 億円	生命保険業	(被所有) 直接 50%	兼務2名, 出向3名, 転籍2名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	862,448	未収投資 助言報酬	237,575

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	627,855	未払費用	224,758
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	251,110	未払費用	97,587

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	658,756	未払費用	235,583
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	383,980	未払費用	173,074
	DIAM SINGAPORE PTE.LTD.	Central Singapore	1,100,000千円	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	増資の引受	400,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3)兄弟会社等

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
その 他 の 関 係 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行 (旧株式 会社みず ほコーポ レート銀 行)	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定投 資信託の販 売、預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	1,629,874	未払 手数料	224,525
								預金の預入 (純額)	775,579	現金・ 預金	10,724,847
								受取利息	2,073	未収 収益	12
	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設定投 資信託の販 売、預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	432,201	-	-
							預金の引出 (純額)	203,876			
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預り資 産の助言	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払	287,136	未払 費用	155,413
							業務委託料 の支払	11,810	未払金	2,646	
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信託財 産の運用	信託元本の 追加 (純額)	1,000,000	金銭の 信託	10,952,459
							信託報酬の 支払	7,933			

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
その他の 関係 会社 の子 会社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定投 資信託の販 売、預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料 預金の預入 (純額) 受取利息	2,217,439 551,351 2,139	未払 手数料 現金・ 預金 未収 収益	306,365 11,276,198 71
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	兼務 1名	当社預り資 産の助言	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払 業務委託料 の支払	407,531 8,540	未払 費用 未払金	240,725 6,501
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信託財 産の運用	信託元本の 追加 (純額) 信託報酬の 支払	3,500,000 8,254	金銭の 信託	14,169,657

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。
- (注4) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。
- (注5) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

（1株当たり情報）

	第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	1,131,682円58銭	1,254,132円02銭
1株当たり当期純利益金額	195,251円97銭	213,583円46銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益	4,686,047千円	5,126,003千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	4,686,047千円	5,126,003千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

（注3）「会計方針の変更」に記載の通り、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が5,718円34銭増加し、1株当たり当期純利益金額が258円46銭増加しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

平成25年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・公告の方法の変更（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。）に変更）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社****a . 名称**

みずほ信託銀行株式会社

b . 資本金の額

平成27年3月末日現在 247,369百万円

c . 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行	1,404,000	日本において銀行業務を営んでおります。
第一生命保険株式会社	343,104	日本において保険業務を営んでおります。

(注) 資本金の額は平成27年3月末日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2)信託財産の計算
- (3)信託財産に関する報告書の作成
- (4)その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1)募集の取扱い
- (2)追加設定の申込事務
- (3)信託契約の一部解約事務
- (4)受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
- (5)受益者に対する収益分配金の再投資
- (6)受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- (7)その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

第一生命保険株式会社は、委託会社の株式を12,000株（持株比率50.00%）所有しています。

この他に、委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等にロゴ・マークや図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。また目論見書には「目論見書の使用開始日」、「委託会社の金融商品取引業者登録番号」、「金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨」、「投資信託の取引はクーリングオフ適用外である旨」、「請求目論見書の内容やその照会先と請求方法」、「信託財産の管理方法」、「投資信託運用による損益は全て投資家に帰属する旨」、「投資信託の元本は保証されていない旨」等を記載することがあります。
- (2)目論見書には有価証券届出書の第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し記載することがあります。第二部「ファンド情報」第1 ファンドの状況 5 運用状況 には、参考情報として 基準価額・純資産の推移 分配の推移 主要な資産の状況 年間収益率の推移等（ベンチマークを含む）を記載することがあります。（表示されるデータは適宜更新されま
- (3)請求目論見書の巻末に用語説明を掲載する場合があります。
なお、請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し参照することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- (4)ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載に従い記載することがあります。
- (5)交付目論見書の「お申込みメモ」に以下の内容を記載することがあります。
基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
もしくは、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。
（委託会社の略称：D I A M、ファンドの略称：D C ソム抑制）

独立監査人の監査報告書

平成27年6月5日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内 正彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。